

広域被災者データベース・システム
導入手順書(案)v5.80

令和7年3月

石川県

目次

1.はじめに	1
2.広域被災者データベース・システムとは	4
2.1.広域被災者データベース・システム整備の概要	4
2.2.石川県が応急的に構築した被災者データベースを活用した被災者支援業務.....	9
3.広域被災者データベース・システム導入・運用の流れ	17
<平時に実施する事項>	19
3.1.広域被災者データベース・システムの導入の検討	21
3.1.1.導入の主担当となる都道府県庁内部局の決定.....	22
3.1.2.プロジェクトチームの編成.....	23
3.1.3.都道府県におけるシステム導入の検討	24
3.2.関係者(市町村、関係団体)との協議.....	27
3.2.1.検討会参加の呼びかけ.....	27
3.2.2.検討会の開催.....	28
3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項.....	30
3.3.広域被災者データベース・システムの調達	49
3.4.広域被災者データベース・システムの運用訓練.....	50
<発災時～応急期に実施する事項>	53
3.5.広域被災者データベース・システムの起動	55
3.5.1.システム起動の決定.....	55
3.5.2.被災者の基本情報の登録.....	56
3.5.3.システムの利用者登録(アカウントの付与).....	61
3.5.4.システムの稼働確認(発災後の利用者向け)	62
3.5.5.被災者への周知.....	63
<復旧期～復興期に実施する事項>	65
3.6.広域被災者データベース・システムの運用	67

3.6.1.アカウントの管理.....	67
3.6.2.基本情報の追加(住民以外の者).....	69
3.6.3.ユースケース①避難所外の被災者の避難先把握業務.....	70
3.6.4.ユースケース②広域一時滞在(広域避難)における避難所運営業務.....	74
3.6.5.ユースケース③避難所以外の被災者支援.....	79
3.6.6.ユースケース④あらかじめ想定できないが発災後必要となった業務.....	82
3.7.広域被災者データベース・システムの停止.....	87
3.7.1.利用状況の評価を踏まえた運用の停止.....	87
3.7.2.運用停止の周知.....	89
3.7.3.システムの運用停止.....	90
3.7.4.データの引き継ぎ.....	91
参考資料.....	93
導入手順書の作成の経緯.....	93
様式等(作成例).....	97
用語集.....	101
参考文献.....	104
改訂履歴.....	108

1.はじめに

(1)令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨の発生

令和6年1月1日に石川県能登地方で発生したマグニチュード 7.6(暫定値)、最大震度7の地震(令和6年能登半島地震)では、同地方を中心に、死者(災害関連死を含む)・行方不明者 541 名、住家の全壊・半壊が 24,632 棟、非住家の被害が36,992 棟(令和7年3月11日時点)という多くの人命や家屋等への甚大な被害が生じ、電気、上下水道、道路・空港・港湾・鉄道などライフライン等にも多大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は新潟県や富山県などにも広く及びました。

災害から被災者を保護するため、新潟県、富山県、石川県及び福井県の計 35 市 11 町 1 村に「災害救助法」が適用され(法適用日令和6年1月1日)、国庫負担により、各県が実施する応急的な救助(避難所の設置・運営、応急仮設住宅の供与等)が可能となりました。

この地震により、多数の被災者が避難を余儀なくされ、避難者数は最大5万人以上、被災自治体が開設した避難所数は最大 1,500 以上にも及びました。

石川県内の避難所は、1月2日に最大 423 か所、40,688 人、福祉避難所は、2月 26 日に最大 30 か所、223 人、2次避難所は、2月 16 日に最大 245 か所、5,275 人となりました。

また、大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、指定避難所以外の自主避難所や孤立集落が多数発生するとともに、ライフラインや交通インフラへの被害により、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな影響が生じました。

さらに、地震の被害からの復興に向けて歩みが進められる中、令和6年9月 20 日からは記録的な大雨にも襲われ、複合的な被害が生じました(令和6年奥能登豪雨、石川県6市町に災害救助法の適用)。

石川県では、地震と大雨により複合的に被害を受けた被災者への支援にあたって、複合災害に対応するデータモデルの検討も行いながら、今も粘り強く復興に向けた取り組みが進められています。

(2)令和6年能登半島地震により明らかになった課題

今回の令和6年能登半島地震では、山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、元日の夕刻、厳冬期の発災という季節的特徴の下で発生したこと、自治体職員も被災し、行政機能も一時的に低下したこと、インフラの復旧に時間を要する中、被災者に広域的な避難を促す必要が生じたこと、広域避難に伴い被災自治体が、広域避難した被災者の居所等の把握が難しかったこと、被災者が避難所を移動した場合のアセスメント記録等の情報連携に課題が生じるなど、災害対応上教訓とすべき様々な課題が明らかになりました。

(3)石川県の取り組み(「被災者データベース」の構築)

過去の災害の経験や教訓を活かして、災害関連死を防止するためには、避難所や自宅や知人宅等の避難所以外で避難生活を送る者など様々な被災者を把握し、支援することが重要となることから、特に被害が甚大な奥能登の6市町の被災者台帳の作成を支援するため「被災者データベース」を構築しました。

石川県は、被災市町、避難先市町等と連携し、「被災者データベース」により、被災者の現在の居所や、支援の実施状況等を関係者が管理、共有することで、支援の重複や漏れ防止につながり、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に向けた取り組みを進めています。

「被災者データベース」は、前例のない取り組みであり、整備にあたっては、短期間でシステムの構築する必要があり、加えて、被災者の個人情報の共有の範囲や取扱いについて対応を明確化する必要がありました。

システムの構築にあたっては、データベース・システムの構築のほか、被災者の状況の把握や支援記録の作成などの様々なフロントエンドの部分の取り組みにおいて、デジタル技術を活用することで、業務の省力化、効率的な実施につながることから、情報収集の際にタブレット等を用いて直接データを入力する仕組みや支援記録を管理するシステムを導入するなど、積極的にデジタル技術の活用も併せて検討を行いました。

検討にあたっては、デジタル庁に加えて、令和4年12月に発足した「防災DX官民共創協議会」の協力を受けて、短期間でシステムやデジタルツールを導入することができました。県庁舎内5階のデジタル推進課内に拠点を設け、被災地の課題やニーズの把握、システムの構築・実装、運用などの支援を会員企業の協力により実施しました。

被災者の個人情報の共有範囲や取扱いについては、災害救助法が適用される中(主たる権限を有する県として)、被災者に切れ目のない細やかな支援を行うために、市町の区域を越えて被災者情報を管理、共有するための法解釈や必要な手続きを整理する必要がありました。

その整理にあたって、災害法制の専門家である岡本正弁護士や災害対策や災害ケースマネジメントの専門家である大阪公立大学菅野拓准教授等の支援を受け、国に被災者台帳の活用、自治体間や民間の支援団体との適切な情報連携に係る法解釈の確認や必要な手続き等について助言を求めました。

国においては、内閣府防災担当から「令和6年能登半島地震における被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供並びに広域避難者の支援に係る情報の連携について」など、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言として多数の通知が発出されました。今回発出された通知は、内閣府ホームページにも掲載され、今後の災害にも役立つようになっていきます。

石川県は、令和6年能登半島地震の発生後に「被災者データベース」の構築に着手し、2月19日に構築が完了し、運用を開始しました。

被災者の個人情報の共有については、被災市町による被災者台帳の作成、県から被災市町に対する台帳情報の提供の求め、被災市町及び県から広域避難者を受け入れた全国の市町村及び都道府県に対する被災者の情報提供の求めを行い、提供された情報を「被災者データベース」に整理しました。

その一方で、「被災者データベース」の情報の被災者支援業務への活用については、被災市町や被災者を受け入れる市町村、都道府県等の中で十分に理解されていなかった結果、収集したデータの一部しか有効に活用することができないケースもあるなどの課題も明らかになりました。

(4) 導入手順書の位置付け

本手順書は、上述のとおり、令和6年能登半島地震において、石川県が応急的に構築した「被災者データベース」の構築・運用から得られた経験や教訓を活かして、発災前の事前準備も含めて整理したものです。

石川県と同様の取り組みを他の地方自治体が実施する場合に、職員が見て、システム導入の参考として活用していただくことを想定して策定しています。

2.広域被災者データベース・システムとは

2.1.広域被災者データベース・システム整備の概要

(1)広域被災者データベース・システムとは

広域被災者データベース・システム(以下「本システム」という。)の整備は、被災者一人ひとりの支援を効率的に実施するため、広域避難する被災者等を受け入れている市町村や都道府県が被災者の情報を一つのデータベースに整理し、その支援情報を記録するとともに、被災者の住民票がある市町村や都道府県、民間の支援団体と必要な情報連携を行い、個々の被災者の情報を一元的に集約することで、災害関連死の防止、適切な支援情報の提供、被災者及び自治体事務の負担軽減を図ることを目的とするものです。

被災者の情報は、災害対策基本法や個人情報保護法の規定に従い、取り扱います。

本システムは、市町村の区域を跨ぐ広域災害(以下「広域災害」という。)において、都道府県が広域避難する被災者に必要な援護を実施するため、市町村が作成する被災者台帳を活用し、台帳に記載又は記録される事項から必要な情報を受領し、管理します。加えて、援護を実施する多様な関係者が同一の被災者に対して行う支援の記録や共有に必要な機能を提供します。これにより、被災者支援業務の様々な場面への活用が想定されます。

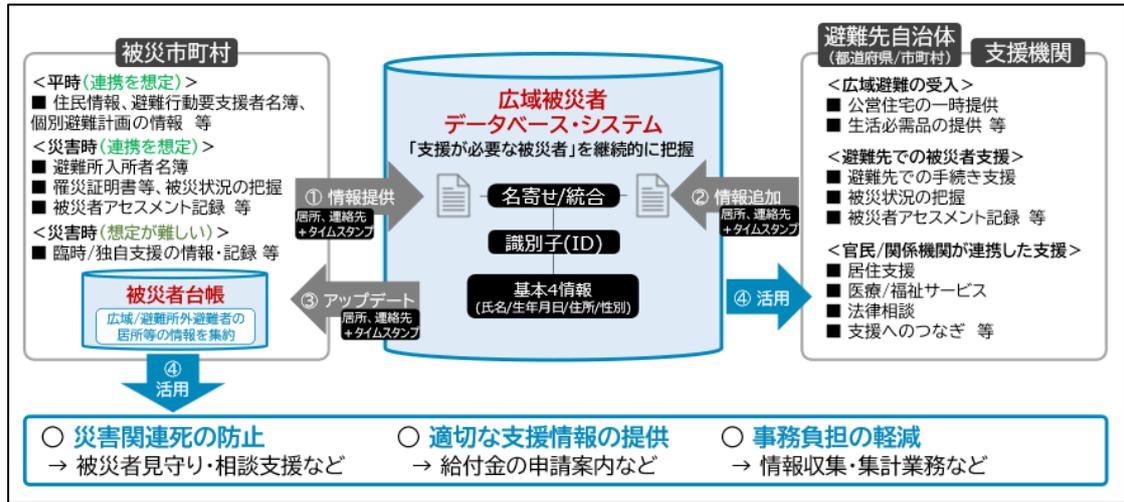
<被災市町村による主な活用場面> ※具体的な活用事例は 2.2.に記載

- 広域避難等により被災者を受け入れる市町村等が把握した被災者の状況(居所等)及び受け入れ側の市町村等による援護の実施状況に関する情報提供の求め(災害対策基本法第90条の3第4項に基づく情報の提供の求め)
- 受け入れ側の市町村等から提供される情報から必要な情報の取り出し、被災者台帳管理システムへのデータ連携

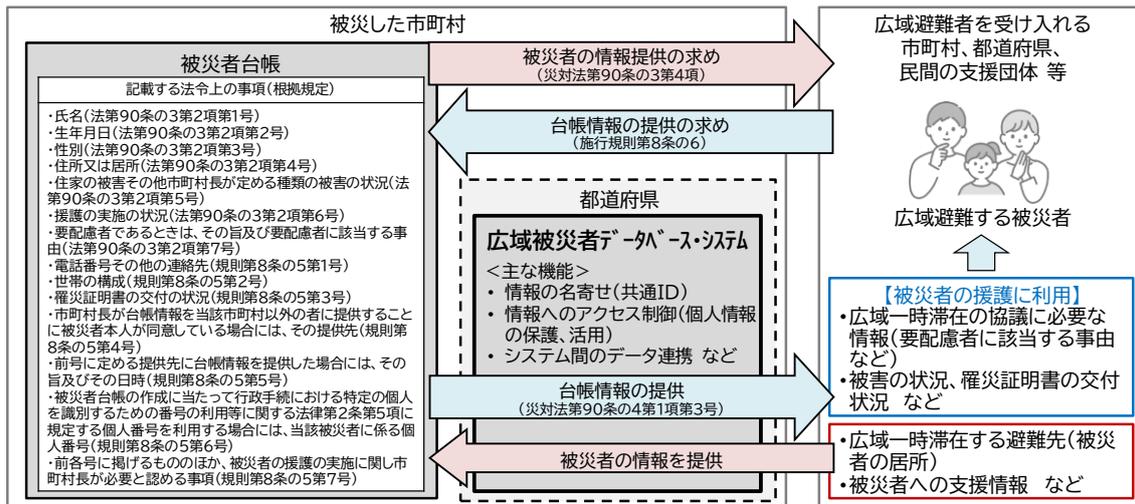
<広域避難者等を受け入れる市町村等による主な活用場面>

- 被災市町村からの広域一時滞在の協議に係る必要な情報連携
- 被災市町村から被災者台帳の作成に必要な情報提供の求めに応じた被災者に関する情報の提供
- 被災者への支援の記録や共有

広域被災者データベース・システムの役割



広域被災者データベース・システムによる情報連携



(2)システムの運用期間

本システムは、災害時に、被災市町村の行政機能が一時的に低下し、多様な支援者による支援が必要となる場合や、被災者が市町村の区域を跨いで広域に避難する場合に運用します。

具体的には、市町村の区域内で発生した災害時も、当該市町村のみでは対応が困難となり、他の市町村や都道府県、民間の支援団体などが支援する必要がある場合、被災者が住民登録がある被災市町村から、他の地域に広域避難する場合などが該当します。

本システムの運用期間は、A.平時、B.発災時～応急期、C.復旧期、復興期の3つに分かれます。

平時に本システムの構築を完了し、発災後、広域避難の実施に向けて速やかに起動できるコールドスタンバイ状態で準備します。都道府県で個別に検討した判断基準に基づき、発災時～応急期に速やかに本システムを起動することを想定しています。これにより、初動対応の迅速化を図ることができます。また、復旧期、復興期にも、本システムを継続的に運用することで、関係者間の情報共有の効率化に寄与し、長期にわたる被災者支援業務の円滑な遂行が可能となります。第3章では、必要な手順を3つの期間に分けて解説します。

広域被災者データベース・システムの運用期間

	A.平時	B.発災時～応急期	C.復旧期、復興期
①通常災害			
②広域災害	事前準備	システムの起動	システムの運用

← コールドスタンバイ →

〔 応急期：発災後3日目まで 復旧期：発災後1週間まで 復興期：復旧期以降
 ※避難所運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当)の定義による) 〕

(3)システム運用の流れ

手順書では、システムの運用(導入から起動、運用、停止)に必要な手順を示します。

本システムの導入にあたっては、利用する被災者支援業務の具体化を行い、目的、方法、取り扱う情報、導入に向けたスケジュールと、導入及び運用に必要なリソースを確認し、市町村や関係団体等の関係者と協議を行った上で調達と構築を行います。

また、平時から関係者と本システムの運用訓練を行うことも重要です。

本システムの起動、運用にあたっては、広域災害による被害の発生または発生のおそれが生じた場合に、都道府県と各市町村は、あらかじめ定めたシステム起動の基準に基づいて本システムを起動し、担当者間で情報連携を実施します。

本システムの運用停止にあたっては、広域避難の完了状況や被災者支援の実施状況进行评估し、終了または終了の目途が立った場合において、あらかじめ想定した基準や利用者のニーズを踏まえて停止します。

停止後も、被災市町村等において継続的に被災者支援が実施できるようにデータの引き継ぎや必要に応じて情報共有の手段を確保します。

本システムに蓄積された情報は、被災者台帳への情報提供等を実施後、不要となった情報を削除します。

(4)システムで取り扱う対象

本システムでは、避難所に中長期的に避難した被災者だけでなく、避難指示により一時的に避難所に避難した住民、避難所外に避難した避難者、自団体の住民基本台帳に記録されていない(住登外、外国人、観光客など)避難者の情報を取り扱うことも想定しています。

(5)システムの利用者

本システムの利用者は、地方公共団体(都道府県及び市町村)の災害応急対策責任者、システム担当者)の職員、関係団体(医療/福祉事業者、NPO、ボランティア)です。

被災者支援に本システムを適切に利用するためには、導入する都道府県が、庁内及び市町村職員だけでなく、関係団体とも連携する必要があるため、必要な体制を整備することが重要です。必要な体制については、本手順書「3.1.2.プロジェクトチームの編成」に示します。

(6)システムの機能

本システムの機能は、アカウント管理、データ登録、データ連携、データ加工・統合、データ出力、マスタ管理などが挙げられます。これらの機能を備えることで、被災者情報の一元管理と効果的な活用が可能となります。(詳細は仕様書を参照。)

2.2.石川県が応急的に構築した被災者データベースを活用した被災者支援業務

地方公共団体の執行機関(教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会を含む)が、住民(被災者)に対して行う事務への活用が想定されます。

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨においても、広域避難した被災者に対して、石川県及び被災市町が行う様々な事務への活用が検討されました。

(1)避難所以外の被災者の避難先把握業務

災害対策基本法第 86 条の7では、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮が努力義務として規定され、生活環境の整備に必要な措置を講ずることが求められています。

内閣府(防災担当)「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(令和6年6月)では、避難所以外の環境にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上は喫緊の課題としています。

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨では、複数のチャネルを通じて、被災者の居所等に関し、被災者自身から情報を発信するよう促し、それを収集しました。各チャネルでは、最新の居所情報を把握するために、基本4情報や連絡先に加え、避難場所や避難状況等を収集しました。

避難所以外の被災者の避難先把握業務

対象者	県内外の親戚宅や自宅、車中泊など、避難所以外で避難生活を送られている被災者
被災者データベースの活用による効果・メリット	<ul style="list-style-type: none">・ 利用した情報:避難場所、基本4情報、連絡先、要配慮事項、移動手段、帰宅できるための条件、事業状況、備考・ システムを利用する前の課題:在宅や車中泊などの避難所以外で避難生活を送る被災者の状況が見えづかった。・ 効果・メリット:避難者の居所や健康状態、世帯の状況等の把握、罹災証明書や給付金の案内等、行政による支援に活用可能。

(2) 広域一時滞在(広域避難)に係る避難所運営業務

災害対策基本法 86 条の9第5項において、都道府県外広域一時滞在の協議を受けた都道府県外協議先市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れること、受け入れた被災住民に対して避難所の提供を行うこととなっています。

内閣府「避難所運営ガイドライン避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)」(令和6年12月改定版)では、避難所運営業務のうち「避難者の健康管理」として、二次被害の予防のため「市町村内外の『医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣』による被災者の健康チェック・管理等を定期的実施」することとされています。

具体的な対策として、避難所において「保健、福祉担当者」「避難者の健康管理シートを作成する」こととされています。

令和6年奥能登豪雨では、インフラの復旧状況を考慮し、輪島市からの2次避難の要請を受けて、石川県、輪島市、委託事業者及び広域避難先市町が被災者データベースを活用しました。

これにより、輪島市が作成した広域避難者名簿や石川県及び委託事業者が作成した「避難者の健康確認票(健康管理シート)」の情報、2次避難先施設の入退去データ等を共有することができました。

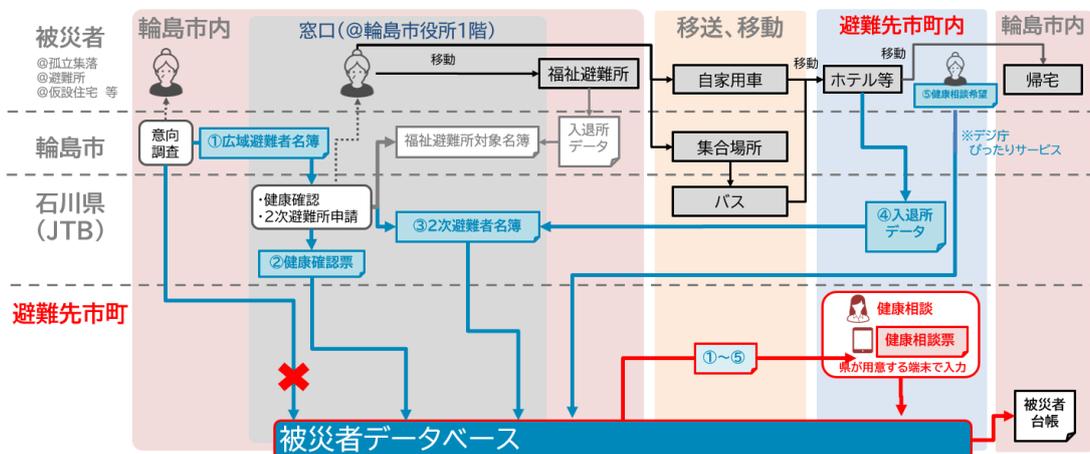
本システムの活用により、2次避難開始前に被災者から聞き取った基本情報や健康情報が連携され、業務効率化及び被災者の負担軽減が期待されます。

広域一時滞在(広域避難)における避難所運営業務の概要

実施主体・担当部局	輪島市(広域避難担当) 石川県(デジタル推進監室(システム、法務担当))、健康福祉部(保健、福祉担当)、文化観光スポーツ部(避難先の確保)、委託事業者(避難者の受付等) 七尾市(受け入れ担当)
支援対象	広域避難を希望する被災者
業務実施期間	令和6年9月26日から令和6年12月5日
支援対象者数	74名

被災者データベースの活用による効果・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用した情報: 2次避難者名簿、2次避難先宿泊施設の入退去データ、被災者の健康情報 ・ システムを利用する前の課題: 被災者の居所や健康情報が連携されておらず、被災者への度重なる聞き取りにより業務が煩雑化し、被災者の負担も増した。 ・ 効果・メリット: 2次避難開始前に被災者から聞き取った基本情報や健康情報が連携されたことで、業務効率化及び被災者の負担軽減につながった。
------------------------	--

広域一時滞在(広域避難)における避難所運営業務の概要図



令和6年奥能登豪雨の対応

日時	事象・対応
9/21(土)	「令和6年奥能登豪雨」が発生。災害救助法の適用（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
9/22(日)	【避難所】9/22_108か所/1,453人、【孤立集落等】9/22_2市1町/115か所 ※9/22_県災対本部委員会資料より
9/26(木)	輪島市の要請を受け、県が2次避難の受入、輪島市に2次避難受付、健康チェック窓口開設準備を進める。
9/27(金)	県が2次避難に係る業務フロー（案）、被災者データベース、健康相談用システムを構築
9/30(月)	・県担当課及び委託事業者によるリハーサルの実施（@石川県庁） ・県が、避難先市町に対し、健康相談に係る説明会を開催（@オンライン）
10/2(水)	輪島市が県に広域避難を希望する避難者リスト（65人）を提供
10/3(木)~4(金)	県が避難先市町に健康相談用端末を配布（タブレット、wifiルーター等）、操作説明（@避難先市町）
10/3(木)~4(金)	輪島市が2次避難を希望する避難者に対し、2次避難先（ホテル等への避難可否）を連絡
10/4(金)	県がホテル等に2次避難する避難者に健康確認、申込場所/日時を案内
10/7(月)	県が2次避難受付窓口を開設（@輪島市役所）
10/9(水)~10(木)	県が避難者に2次避難先・移動手手段の連絡
10/11(金)	広域避難者が2次避難先に移動を開始

(令和6年10月23日開催_第2回_広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ資料(抜粋))

(3)避難所以外の被災者支援事業

「令和6年能登半島地震における避難所外被災者への適切な支援の実施について(依頼)」(令和6年1月17日付、府政防第105号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当))において、災害関連死の防止のために、避難所の確保及び生活環境の整備等の取り組みに加え、避難所外被災者の支援の実施に係る依頼がありました。

また、「令和6年能登半島地震に係る災害ケースマネジメント等の被災者に寄り添った支援の実施について(依頼)」(令和6年2月28日付、府政防第414号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当))において、災害ケースマネジメントの実施により、災害関連死の防止、避難所以外の避難者への対応、被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等のために、地域の実情に応じた被災者支援の実施に係る依頼がありました。

この中で、災害ケースマネジメントのポイントは、次のとおり整理されています。

- ① 各部局が連携した体制の構築
- ② 被災者の状況把握
- ③ 民間団体との連携
- ④ 継続的な支援の実施
- ⑤ 支援記録の作成等
- ⑥ デジタル技術の活用
- ⑦ 被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業の活用

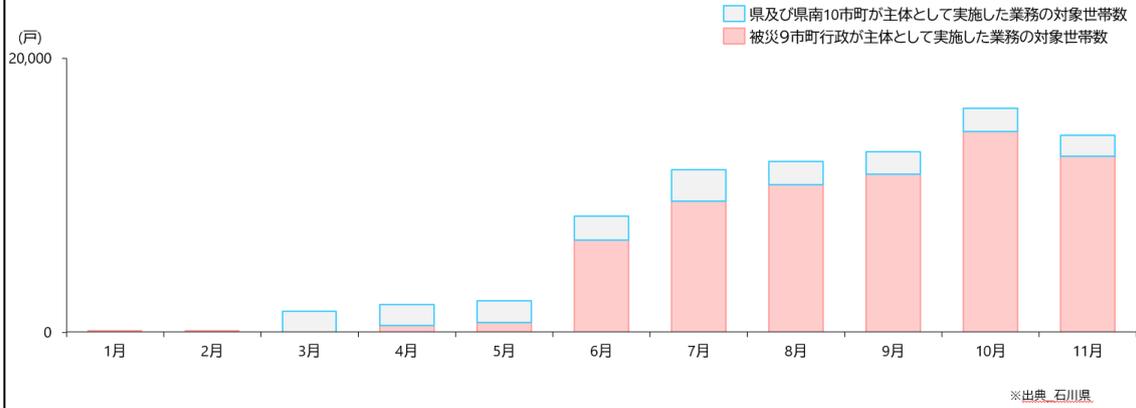
被災者見守り・相談支援事業は、内閣府(防災担当)「災害ケースマネジメント 実施の手引き」(令和5年3月)では、「被災者は応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれる」こととなるため、「それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う」こととされています。

本事業は平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等において、発災から複数年が経過した後も継続して実施されています。令和6年能登半島地震の場合も、発災から1年以上が経過していますが、石川県内では引き続き仮設住宅等に入居している被災者の自立・生活再建状況や健康状況を確認するために、地域支え合いセンターの職員が中心となって仮設住宅等を訪問し、個別の相談を通じた支援を実施しています。

石川県では、令和6年能登半島地震の被災者支援で被災者データベースの活用により、市町の区域を越えた関係者間における迅速な状況把握と情報共有により、支援の重複や漏れを防ぎ、被災者一人ひとりに対して適切な対応が可能となっています。

被災者見守り・相談支援等事業の概要

- 令和6年能登半島地震後、1月から業務を開始
- 「県及び県南10市町」は、3月から開始
- 対象世帯は、県内で1万戸を超え、現在も訪問活動を継続中



被災者データベースの活用による効果・メリット

- ・ システムの利用者: 被災市町等と契約関係がある社会福祉協議会・青年海外協力協会・NPO 等支援団体
- ・ 利用した情報: 被災者から聞き取りを行った健康情報や被害情報等
- ・ システムを利用する前の課題: 複数の支援団体が入っていたことから、情報連携が難しく、支援の重複や漏れが発生していた。
- ・ 効果・メリット: 複数の支援団体間での連携が行われることで、業務を効率化できるほか、共通認識を持った上で支援方針を決定することができた。

被災者見守り・相談支援等事業の体制図

【凡例】 : 「見守り・相談支援」業務を行う主体



※出典 石川県健康福祉部厚生政策課ホームページ (「地域支え合いセンター」の活動について | 石川県)

(4) その他の活用事例

石川県では、その他、次の業務に被災者データベースを活用しました。

<活用した業務>

- ・ 孤立集落の把握
 - 世帯の居所情報及び石川県土木部が公表する道路規制情報、空中写真、モバイル空間情報等複数のデータを重ね合わせ、視覚的に表示した共通運用図(CoP)を作成したことで、孤立集落の状況を把握することができました。

システムの利用者:石川県

利用した情報:世帯の居所情報、道路規制情報、空中写真、モバイル空間情報

システムを利用する前の課題:災害発生時に道路の寸断等により地区単位で孤立した場合に、世帯や居所の情報がないため効果的な救助活動が計画できない。

効果・メリット:孤立集落内の人数や位置を把握でき、救助隊の編成を含めた救助活動が計画できた。

- ・ 義援金の給付
 - 石川県が実施した義援金給付情報を被災者データベースに連携したことで、被災市町が実施する義援金給付を住民からの申請を求めることなくプッシュ型で実施しました。また、石川県実施の義援金給付申請手続き未完了者の抽出を行い、申請を促す旨の情報発信を実施しました。

システムの利用者:石川県

利用した情報:被災市町の住民情報、義援金給付情報

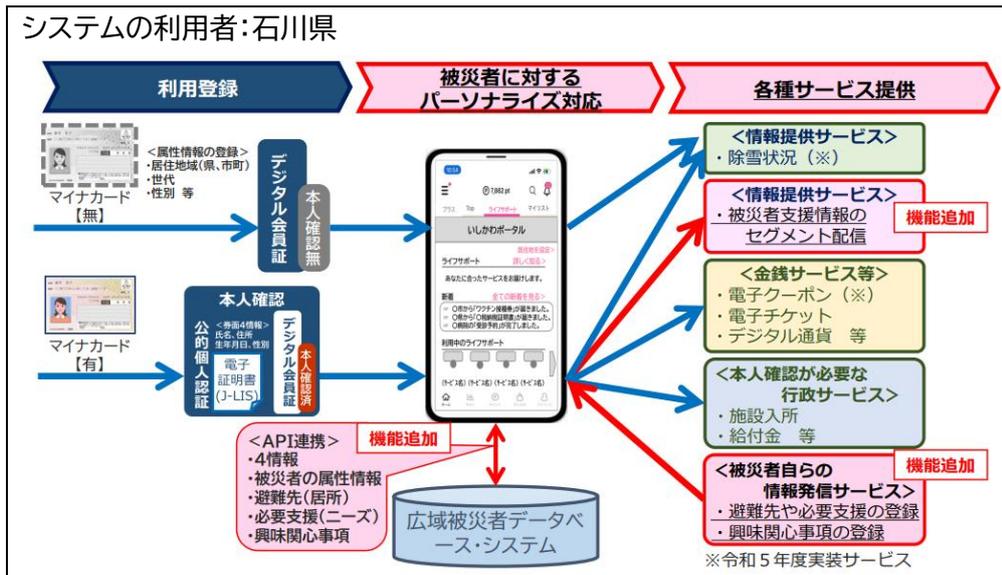
システムを利用する前の課題:被災市町の住民であることや、本人確認の書類との突合等に多くの工数が必要となる。

効果・メリット:県の給付情報をそのまま市町が活用できたため、被災市町において大幅な工数削減ができた。市町による見守り支援業務等で被災者を訪問した際に未申請者に声かけが可能となる。

- 被災者の避難所入所情報の把握及び入浴支援業務
 - 被災者に対して交通系ICカードを配布。交通系 IC カードの受け取り時に本人の情報(氏名等の基本情報、連絡先等)を登録し、避難所に設置したカードリーダーで読み込むことにより、避難所利用状況の把握を実施しました。また、入浴施設に設置したカードリーダーで読み込むことにより、入浴施設における被災者情報の入力等の事務作業の手間の軽減に繋がりました。

システムの利用者:石川県
 利用した情報:避難所入所情報、入浴施設を訪問した被災者の情報
 システムを利用する前の課題:被災者の居場所や個々の避難所の利用状況等の把握が難しくなっていた。また施設などを訪問した被災者情報の入力などの事務作業に時間を要した。
 効果・メリット:避難施設利用時に避難施設に設置したカードリーダーに、交通系 IC カードをかざすことで利用者の各避難所利用状況を把握することができた。また、入浴施設を訪問した被災者の情報入力などの事務作業の負担削減につながった。

- 石川県広域データ連携基盤との接続
 - 石川県が平時から運用する住民ポータル(石川県広域データ連携基盤)と被災者データベースを連携することで、避難者自らの情報発信により、発災直後から現在の避難先・必要な支援の登録を受け、被災者の属性や登録された属性に応じて、情報提供を可能とする環境を構築しました。



3.広域被災者データベース・システム導入・運用の流れ

第3章では、本システムを導入・運用するために必要な手順を、令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における石川県の対応を踏まえ、次の①～④のユースケースにより示します。

- ① 避難所以外の被災者の避難先把握業務
- ② 広域一時滞在(広域避難)における健康管理業務
- ③ 避難所以外の被災者支援業務
- ④ あらかじめ想定できないが、発災後必要となった業務

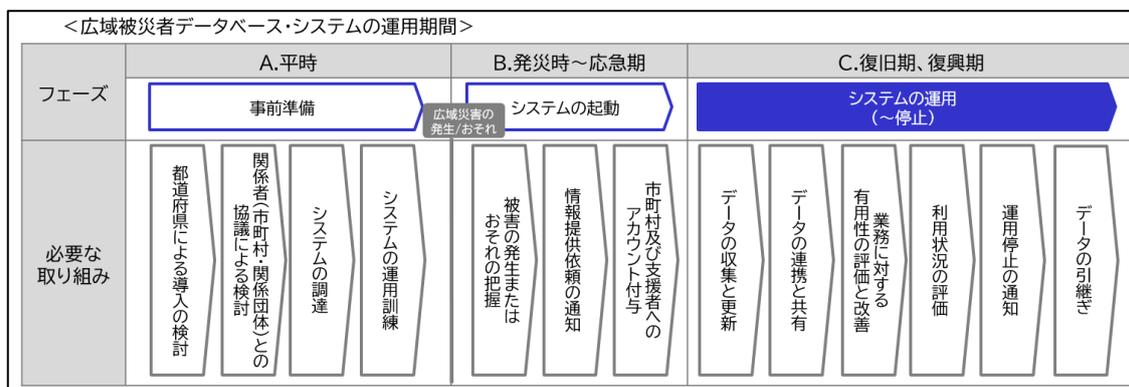
本システムは、被災者支援業務の様々な場面への活用が想定されます。本手順書で定めたユースケースを参考に活用を検討してください。

また、必要な手順を次の3つの期間に分けて示します。

- ・ A.平時:システム運用に備え、協議や準備を行います。
(詳細は「3.1.広域被災者データベース・システムの導入の検討」から「3.4.広域被災者データベース・システムの運用訓練」を参照)
- ・ B.発災時～応急期:災害の発生または発生のおそれを把握し、システム起動の判断・決定を行います。
(詳細は「3.5.広域被災者データベース・システムの起動」を参照)
- ・ C.復旧期、復興期:被災者への支援を行い、各市町村の利用状況を評価し、あらかじめ定めた「システム停止の基準」を踏まえて停止の判断を行います。
(詳細は「3.7.広域被災者データベース・システムの停止」を参照)

なお、複合災害に活用する場合は、災害ごとに、B.発災時～応急期から C.復旧期、復興期に定めた手順を実施します。

広域被災者・データベース・システム運用の流れ



<平時に実施する事項>

3.1.広域被災者データベース・システムの導入の検討

本システムに関わる担当とその役割は、次のとおりです。

なお、役割を兼務する場合(例:導入主担当とシステム担当が同一となる場合)もありますので、各自治体の実情に応じて担当する部署を決めてください。

担当と役割

	担当	役割
都道府県	【プロジェクトチーム】 庁内の担当で構成するプロジェクトチームを編成します。	
	・ 災害応急対策責任者	システムの導入主担当を決定する
	・ 導入主担当	システム導入・運用にあたり、プロジェクトチームの発足や予算確保等の総合調整を行う
	・ システム担当	システムの調達、開発管理、保守・運用を実施する
	・ 危機管理担当	システムの起動、停止を判断する
	・ 広報担当	被災住民に対する情報発信、広報活動を実施する
	・ 法務担当	個人情報の取扱いについて法律面から妥当性を確認する
	個別のユースケースに応じて、以下の担当者もプロジェクトチームに参加します。	
	・ 福祉部局職員(保健・医療担当) (ユースケース②)	県が設置する一時避難所で健康確認を行い、入所後も自立した生活が可能かを確認。健康確認票を作成し、記入する。記入した情報を基に本システムの情報を更新する
・ 広域避難管理担当 (ユースケース②)	2次避難所名簿の作成、名簿情報を基に、2次避難所への移動申請に関する情報を本システムに登録する	
市町村	・ システム担当	システムの調達、開発管理、保守・運用を実施する
	・ 被災者台帳担当	被災者台帳を作成し、都道府県に提供する
	・ 法務担当	個人情報の取扱いについて、法律面から妥当性を確認する
	・ 避難所担当 (ユースケース②)	2次避難所移動に関する意向調査や移動申請者の名簿管理、システムへの情報登録などを行う
	・ 医療・保健・福祉部局	関係団体と被災者見守り・相談支援業務に関する委託契約を結ぶ、関係団体への被災者情報提供を行う
関係団体	・ システム担当	システムの開発、保守・運用を行う
	・ 医療/福祉事業者、NPO、ボランティア、社会福祉協議会	災害ケースマネジメントの観点から、被災者一人ひとりの状況を踏まえた支援を行う

3.1.1.導入の主担当となる都道府県庁内部局の決定

[(都道府県)災害応急対策責任者](ユースケース共通)

災害応急対策責任者は、本システムの意義や必要性を踏まえ、(都道府県)導入主担当を決定します。

(理由)

本システムは、都道府県の危機管理部局、デジタル部局、福祉部局、市町村、その他関係団体など幅広い関係機関との調整が必要であり、事前に担当する部局を明確に定めておく必要があります。

(ポイント)

災害対応や情報システムに関する知見、他部局連携等を考慮し、適切な担当部局・担当者を設定することが重要です。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、令和6年能登半島地震の発災後、市町の区域を超えた広域避難が生じる中、被災者情報の把握・集約をするため、総務部デジタル推進課が主担当となり、民間のデジタル人材(防災 DX 官民共創協議会)の協力を得て、応急的なシステムの構築を行いました。

3.1.2.プロジェクトチームの編成

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

(都道府県)導入主担当は、本システムを何のためにどう活用するか、ユースケースを整理した上で、都道府県内の関係する部局の職員で構成されるプロジェクトチームを編成します。

(理由)

システムの導入・運用にあたっては、複数部局の円滑な連携が必要となります。

(ポイント)

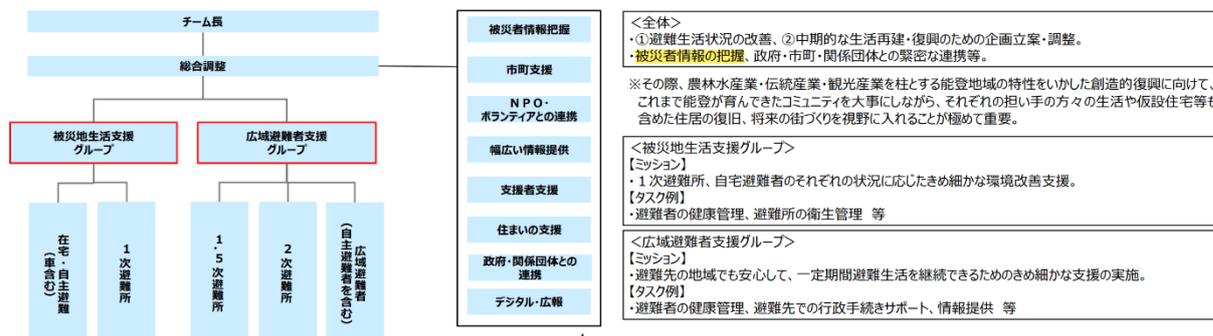
プロジェクトチームに参加する部局や担当者の選定にあたっては、「3.1.3.都道府県におけるシステム導入の検討」の担当を想定し、導入の検討の時点から関係者を巻き込むことが望ましいです。

また、今後、市町村や関係団体との調整を行うためにも、まずは都道府県の中での検討体制を構築することが肝要です。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、総務部デジタル推進課が主担当となり、令和6年能登半島地震の被災者へのきめ細やかな生活支援を担う「復興生活再建支援チーム」とも連携して、応急的なシステムの構築を行いました。

参考 石川県復興生活再建支援チームの体制及びミッションと業務例



(令和6年1月22日石川県知事記者会見資料(抜粋))

3.1.3.都道府県におけるシステム導入の検討

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

都道府県導入主担当は、プロジェクトチームを開催し、システムの導入について協議します。

考えられる協議事項は、次の(1)～(3)になります。関係者が多岐にわたるシステムであるため、本システムの必要性について、関係部局の理解が極めて重要になります。本システムの必要性の理解に応じて議論を深めていく観点から、順に議論することが考えられますが、必要に応じて、議論の順番や項目を工夫してください。

(1)システムの必要性

- ① 過去の広域災害での課題の整理
- ② 石川県における被災者データベースの活用方法とその効果
- ③ 広域被災者データベース・システムを導入した場合の考えられる効果(石川県で活用したユースケース以外も含む)
- ④ 個人情報の取扱いの確認
- ⑤ コストの見積もり(システムの整備運用費用と調整コスト)
- ⑥ コスト最適化の工夫
- ⑦ 市町村の負担

(2)役割分担

(3)スケジュール

(ポイント1)個人情報の取扱いの確認

本システムは、個人情報を取り扱うため、法令上許容されるものであることをあらかじめ示すことで支援の現場で安心して利用することにつながります。

関係部局の理解を深めるために、本手順書の「3.2.3(4)個人情報の取扱いの確認」を参考にしてください。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、発災後に被災者全体を把握するため、応急的に被災者データベースを構築しましたが、その構築に際し、

- ・ 市町から住民基本台帳や被災者台帳情報の提供
- ・ 全国の自治体から受け入れた広域避難者の情報の提供

を受けるにあたって、法的根拠や情報の受け渡しスキームについて一から整理する必要があり、時間を要しました。

災害時、自治体間における被災者の個人情報の取扱い(法的根拠や情報の受け渡しスキーム)は、あらかじめ整理しておくことが重要です。

(ポイント2)効果の見積もり

本システムの導入の検討にあたっては、数値目標やKPIを設定し、そのメリットを可能な限り、定量的に示すことが有効です。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ(TYPES)事業」において、次のKPIを設定しています。他の都道府県でもこの指標と測定結果をサンプルとして活用ください。

石川県が「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ(TYPES)事業」で設定した KPI と測定結果(一部)

項目	KPI	基準目標値	設定目標値	測定値
通常の災害における被災者台帳システムに比べ増強する部分に関する KPI				
KPI①	広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、個別訪問等で収集した要配慮の被災者の情報を、支援実施担当者間で共有するために要する時間の削減割合	要配慮の被災者一人あたり3割削減	要配慮の被災者一人あたり4割削減	
KPI②	広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、被災者が市町村の区域を跨いで広域避難した被災者情報を、被災元自治体と避難先自治体との間で共有するのに要する時間の削減割合	広域避難した被災者一人あたり3割削減	広域避難した被災者一人あたり5割削減	
都道府県が市町村に代替して被災者情報を管理する部分に関する KPI				
KPI④	広域災害において、市町村が被災者台帳システムを個別に構築運用した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間に対し、都道府県が広域被災者データベース等を構築した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間が下回ること	—	5割以上	

(ポイント3)コストの見積もり

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル庁)で、システムに要する費用の費目を定めており、整備経費、運用等経費に区分していますので、参考にしてください。

(ポイント4)コストの最適化の工夫

システムの導入・維持管理にあたり、コストの低減は、その導入メリットを最大化させるために重要です。ここでは、整備経費と運用等経費について、低減を図るために考えられる工夫を記載します。

コスト最適化の工夫(例)

整備経費を低減させるための工夫	<ul style="list-style-type: none">・ 複数の都道府県によるシステムの共同導入(整備経費の応分負担)・ 一部機能の除外、非機能要件の緩和など
運用等経費を低減させるための工夫	<ul style="list-style-type: none">・ 複数の都道府県によるシステムの共同利用(運用等経費の応分負担)

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、令和6年能登半島地震の発災後、構築した応急的なシステムで支援業務を実施した。業務で活用した後、改めて必要な要件を定義し、データモデルを修正し、それに適したアクセス制御やデータ統合機能、連携するデータ数の最適化に取り組んでいる。

3.2.関係者(市町村、関係団体)との協議

3.2.1.検討会参加の呼びかけ

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

(都道府県)導入主担当は、都道府県内でシステム導入の一定の合意が得られたら、被災者台帳の作成主体であり、被災者支援業務にあたる市町村や、被災者支援業務を行う関係団体と、本システムの導入の検討をする必要があります。

そのため、プロジェクトチーム、市町村及び関係団体で構成される検討会を設置し、本検討会への参加を呼びかけます。

(理由)

多数の関係者が存在するシステムであるため、システム導入の必要性から理解を深める必要があります。

また、あらかじめ合意形成を図ることによって、システム導入の効果を得やすくなります。

(ポイント)

検討会の参加の呼びかけの方法は、首長が集まる会議等を活用する方法や、個別に団体に訪問する方法等、地域の実情に応じて、様々な工夫が必要です。

「令和6年能登半島地震で石川県ではこういうシステムを導入した。一定の効果がありそうなので、本県でも導入を検討している。一緒に検討しませんか。」等、関係者に主体性を持って参加していただくよう呼びかけることが重要です。

3.2.2.検討会の開催

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

(都道府県)導入主担当は、検討会において協議すべき事項を整理します。

考えられる協議事項は、次の(1)～(3)になります。関係者が多岐にわたるシステムであるため、本システムの必要性について、関係部局の理解が極めて重要になります。本システムの必要性の理解に応じて議論を深めていく観点から、順に議論することが考えられますが、必要に応じて、議論の順番や項目を工夫してください。

(1)システムの必要性について協議すべき事項

(2)本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項

- ①ユースケースにおける業務フロー
- ②システム起動の基準
- ③システム停止の基準
- ④データの連携
 - ・ 基本情報¹の連携方法
 - ・ ユースケースにおいて必要な情報とデータの所在の整理
 - ・ 個人情報の取扱いの確認
 - ・ アクセスコントロールのあり方
 - ・ アカウントを付与する者の整理
- ⑤想定できないケースが生じた場合の協議方法

(3)都道府県・市町村・関係団体の役割分担とスケジュール

- ①システム導入に向けた役割分担とスケジュール
- ②システム起動後の役割分担とスケジュール

¹「基本情報」とは、①被災者個人を特定する情報(住民情報、罹災証明書の申請・発行情報)と②支援が必要な被災者の情報を指します。

(ポイント)

システムの必要性について協議すべき事項は、プロジェクトチームにおいて必要性を議論した項目を基本とし、必要に応じて追加・修正等を行ってください。

具体的なユースケース(何のために何をするのか、本システムをどう活用するのか)については、検討会において検討会参加者が腹落ちするまでしっかりと議論することが重要です。具体的なユースケースを想定できないと、効果の見積もりができません。

議論の手始めに、石川県で活用したユースケースを議論すると、関係者の理解を深めることにつながると考えられます。また、石川県ユースケース以外に想定できるケースも検討しやすくなると考えられます。

3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項

(1)業務フロー

業務手順を明確化し、無駄な作業や重複がないようにするため、業務フローを構築します。これにより、業務の効率化や属人化の防止のほか、作業ミスや抜け漏れなども防ぐことができます。石川県の場合は、「3.6.広域被災者データベース・システムの運用」のユースケース①～③の業務フローを参照してください。また、その他の業務においてもシステムを活用する場合は、業務フローの構築を検討してください。

(2)システム起動の基準

本システムは、コールドスタンバイ(標準仕様書に基づきシステムの機能が構築されて、市町村等にアカウント付与が行われていない状態)から、発災後にシステムを起動することになります。

本システムの起動とは、都道府県が利用者(都道府県の関係者、市町村及び関係団体)に対してアカウントを付与した状態を指します。

システム起動の基準は、あらかじめ関係者で決めておく必要があります。その際、各都道府県の地域特性を考慮して検討する必要があります。想定するユースケースや防災関係システムの整備状況なども考慮して作成してください。

次の表では、石川県が想定する起動の基準例を参考として示します。

起動の基準例

外形的な基準	法の適用 ・ 災害救助法の適用 災害対策本部会議等の設置 ・ 国:特定災害対策本部会議、非常災害対策本部会議など ・ 都道府県、市町村:災害対策本部会議など
非外形的な基準	・ 都道府県の判断(広域避難の実施等に伴うもの) ・ 被災市町村からの要請
その他	その他、必要に応じて(災害のおそれや被災状況を踏まえて)都道府県と市町村が協議し、起動します。

起動の基準及び判断は、平時から都道府県の危機対策担当にて協議した上で、都道府県の地域防災計画等の災害対応を記した計画に業務として位置付けることが望ましいと考えられます。

また、システム起動の決定後、すみやかに業務を開始できるように都道府県がアカウントを付与するまでの目標時間も定めてください。具体的には、ユースケースにおける対応を考慮し、3日以内に起動できることが望ましいと考えます。

(3)システム停止の基準

本システムの停止とは、システムの利用者である市町村職員や支援者のアカウントが停止された状態を指します。本システムの停止後は、コールドスタンバイの状態に戻ります。

システム停止の基準については、あらかじめ関係者で決めておく必要があります。当該基準は、想定するユースケースや、地域特性や防災関係システムの整備状況等を考慮して作成してください。

システム停止の基準例

	① 広域避難者数の減少	② 被災者支援制度 ③ の終了や未申請率の低下	④ システムを活用した 地方公共団体独自の 支援制度及び支援業 務の対象者数の減少
フェーズ			
状況例	・ 発災後、広域避難先への避難が終了した場合	・ 応急的な住まいや被災者支援制度が終了または支援制度への未申請率が低下している場合	・ 都道府県が独自にシステムの活用を判断した支援制度及び支援業務等において、対象者数が減少している場合
ポイント	・ 復旧期、復興期のシステムの要望がないか、十分確認する	・ 支援体制(人数、予算等)の見直しを踏まえ、関係者間の情報連携方法についても合わせて見直しを行い、システムの運用継続が必要か検討する	・ 行政だけでなく、関係団体等が実施する支援策の対象者数も判断対象とする

(4)被災者を特定する共通 ID と名寄せに必要な情報

①被災者を特定する共通 ID

本システムは、異なるシステムで管理される被災者個人の情報を、同じ個人として識別するために、共通 ID を発行して被災者の情報を管理します。これにより、効率的なデータ管理とセキュリティの向上が可能になります。

共通 ID として、マイナンバーを利用することも考えられます。

マイナンバーの利用については、番号利用法第9条第1項及び別表第1には「災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」として、「被災者台帳の作成」のみに限られていることから、番号利用法第9条第2項に基づき、都道府県において条例を定める必要があります。

マイナンバーを利用することにより、正確な名寄せが可能となりますが、特定個人情報となりますので、所要の個人情報保護措置やセキュリティ対策が必要となります。

本導入手順書では、石川県が能登半島地震発災後に構築した被災者データベースにおいて、マイナンバーを採用しなかったため、マイナンバーを利用することを前提として記載していません。マイナンバーを活用する場合は、別途検討が必要になりますので留意ください。

共通 ID として、基本4情報や住民基本台帳の識別番号を基に、固有で一意的 ID を生成することが考えられます。

共通 ID の発行方法について、都道府県と市町村等の間で協議し、定めておく必要があります。

②名寄せに必要な情報

共通 ID に被災者個人の情報を紐づけるため、「名寄せ」の作業が必要です。名寄せを行うためには、必ず基本4情報を確認してください。本導入手順書ではマイナンバーを使う想定ではありませんが、マイナンバー紐づけ誤りと同様に、共通 ID との紐づけ誤りがないようにしなければなりません。

正確かつ効率的に名寄せを行うためにも、マイナンバーカードの基本4情報(券面事項入力補助 AP)の活用が有効です。なお、災害時に被災者が必ずしもマイナンバーカードを携帯しているとは限らないことにも留意してください。

平時から、共通 ID や名寄せの方法を、都道府県と市町村等の間で協議し、定めておく必要があります。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨において、被災者の居場所や個々の避難所の利用状況等を把握するため、避難所受付等に、マイナンバーカードの基本4情報(券面事項入力補助 AP)の活用を検討しましたが、災害時にマイナンバーカードを携帯していない被災者も存在したことから、その代わりに支援対象となる被災者に IC カードとして、交通系 IC カード(Suica・ICOCA)を活用しました。具体的には、交通系 IC カードの受け取り時に、被災者地震の情報(氏名等の基本情報、連絡先等)を登録し、そのカードを避難所の受付に設置したカードリーダーにかざすことで、避難所の利用状況の把握を行った。後に被災者の入浴サービスの手続きにも活用した。

避難所における避難者の受付においては、避難者に交通系 IC カードを利用することの十分な有用性を示すことができず、利用が進みませんでした。

被災者への入浴サービスの手続きにおいては、交通系 IC カードを利用することの有用性を、入浴支援事業を行う事業者やサービスを利用する被災者に示し、交通系 IC カードを利用する手続きを業務フローの中に組み込むことができ、利用が進みました。

住民基本台帳の識別番号は、市町間で重複する可能性があるため、市町名と住民基本台帳の識別番号を基に、固有で一意的 ID の発行を行いました。また、住民基本台帳に登録されていない被災者(住登外の被災者)については、共通 ID の発行を行わず、リソースグループで業務の必要に応じて管理番号を発行しました

名寄せを行うため、基本4情報に加えて、携帯電話の電話番号なども利用することを検討しました。被災市町村等から本システムに被災者の情報(データソース)の提供を受ける場合には、次の点に注意しました。

- 同姓同名の個人が存在する可能性がある
- 外字が含まれる場合には名寄せができない
- 住所・外国人等の氏名(カタカナ)の表記揺れがある
- データの持ち方が決まっていない(ミドルネーム、姓名が同一の項目など)
- 基本4情報の不足(住所や生年月日の記載漏れ)がある
- マイナンバーを利用して被災者台帳情報の提供を行うことはできない
(番号利用法第 19 条による制限) など

(5)データの連携

①基本情報の連携

基本情報は、被災者台帳に記載・記録される事項として、都道府県と市町村が協議して定義しておく必要がある。

市町村は、災害時に被災者台帳に記載・記録する事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所などについて、基本情報として、住民基本台帳やその他関係するシステム(介護保険、障害者福祉などの自治体業務システムに加え、個別避難計画、避難行動要支援者名簿等)から速やかに情報を出力し、被災者台帳管理システムに取り込めるようにする必要があります。

本システムを運用する都道府県は、災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づき、被災市町村から被災者台帳情報の提供を求めることができる。

被災市町村は、広域避難先の都道府県(他市町村)から台帳情報の提供の求めに応じて、災害対策基本法第90条の4第1項第3号に基づき、基本情報を都道府県に提供できます。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、被災市町から基本情報の提供を受けて、被災者データベースに取り込みました。

基本情報について、被災市町と協議し、

- ・データ項目(項目の定義)
- ・災害が発生した日(住民を被災者とする基準日)
- ・対象とする被災者の範囲

を決定しました。

なお、「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」の取り込みも検討したが、各市町で作成・管理方法が異なるため、断念しました。

②ユースケースにおいて必要な情報とデータの所在の整理

災害のフェーズによって、本システムに求められるニーズが異なります。例えば、初期フェーズでは、被災者の健康を維持するための情報や居所、連絡先といった情報が重要視されますが、フェーズが進むごとに、心理的ケアや仮設住宅等の支援情報などの生活再建に向けた情報も重要となってきます。

また、複数の支援実施者が関わるため、アセスメント記録等の様式・データ項目にバラつきがあるのが現状です。平時から必要なデータ項目(データ項目やデータ名、データ型、入力規則等)、データの管理者を想定しておくこと、データ連携が容易になります。

なお、実際の災害対応時は、事前に想定できない事態もあり得ますので、関係者とのコミュニケーションを欠かさず、柔軟性を持って対処してください(本システムの仕様書上、システムは柔軟に対応できるものになっています)。

(当時の石川県が実施した取り組み)

ユースケース①(避難所以外の被災者の避難先把握業務)

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨において、LINE やコールセンターを立ち上げ、被災者自らが情報発信する仕組みを応急的に構築しました。また、アウトリーチによる情報把握として、交通系 IC カードによる1次避難所を利用する避難者の居所の把握、義援金申請を通じた被災者の居所の確認を行いました。

これらの取り組みでは、避難者の基本4情報や連絡先に加え、避難場所や避難状況等を収集しました。

ユースケース②(広域一時滞在(広域避難)における避難所運営業務)

令和6年能登半島地震後、石川県が金沢市内で開設した1.5次避難所では被災者情報を記録用紙に記載して管理していたため、広域避難先市町に避難者の情報を共有することが困難となりました。

支援者間で連携が望ましい情報項目として、厚生労働省「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」における「健康相談票」に記載されている項目全般に加え、ケアマネジャーの連絡先や避難所内の看護師による申し送り情報等が挙げられており、要配慮事項も含めて、平時より情報連携する項目を互いに把握しておくことが望ましいです。

ユースケース③(避難所以外の被災者支援)

支援者間で連携が望ましい情報項目として、仮設住宅の入居申込状況、居住実態、生活再建支援申請状況などの生活再建に向けた対応方針や支援の利用状況に関することや本人の環境情報としての家族構成、緊急連絡先、医療福祉関連の情報として、主訴、利用している医療機関、通院頻度、投薬有無、既往歴、介護状況などが挙げられました。

基本的には訪問支援で収集した情報をデータ化して関係者間で連携していたものの、紙媒体のみで連携する場合もあり課題もありました。

③個人情報の取扱いの確認

本システムでは、災害対策基本法及び個人情報保護法に基づき、被災者の援護に必要な限度で個人情報を取り扱います。

ここでは、個人情報の取扱いに関する法的根拠と必要な手続きを確認します。

原則として、個人情報保護法においては、行政機関等²からの個人情報の提供について、本人同意取得が必ずしも求められるものではありません。

また、都道府県及び市町村は、個人情報の取扱いにあたって、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」等を参考に必要な措置を講じてください。

なお令和7年に災害対策基本法等の改正が見込まれているため、個人情報の取扱いにあたっては、関連する法律の今後の動向に留意してください。

(i)被災者台帳の情報を基本情報として連携できる法的な根拠と必要な手続き

(a)業務の概要

都道府県は、本システムに必要な基本情報を備え、被災者を特定する共通 ID の作成と名寄せに利用するため、被災市町村が作成する被災者台帳の情報の提供を求めます。

被災市町村は、都道府県の求めに応じて、被災者台帳の情報を提供します。

都道府県は被災市町村から提供された被災者台帳の情報を基本情報として、本システムに登録します。

(b)根拠規定の整理

被災市町村は、広域避難する被災者を援護することを目的に、被災市町村に対して、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、被災者台帳の情報を提供することができます。

(災害対策基本法第 90 条の4第1項第3号)

(c)必要な手続き

都道府県は、被災者を特定するために必要な情報などを記載した申請書を、被災者台帳を保有する被災市町村長に提出します。

(災害対策基本法施行規則第8条の6第1項)

² 個人情報保護法において行政機関等とは、同法第2条第11項に規定するとおり、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人等を指します。

被災市町村長は、申請があった場合、被災者本人の同意なく、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができます。

(災害対策基本法第90条の4第3号、災害対策基本法施行規則第8条の6第2項)

なお、都道府県は、台帳情報の提供を受けた場合は、個人情報保護法第75条第1項に基づき、個人情報ファイル簿の作成及び公表が必要になる可能性があります。

(個人情報保護法第75条第1項)

**(ii)ユースケース①(避難所以外の被災者の避難先把握業務)において個人情報を連携
できる法的な根拠と必要な手続き**

(a)業務の概要

都道府県、市町村、民間の支援団体等は、避難所外の被災者の居所やその状況などの情報の把握に当たって、訪問や電話などのアウトリーチの実施や、被災者自らが情報を提供できる手段(避難所への届け出、アプリ等による発信など)を設けます。

(b)根拠規定の整理

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

(個人情報保護法第 61 条)

また、行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

(個人情報保護法第 62 条)

(c)必要な手続き

被災者の情報の把握にあたっては、支援者間で被災者の個人情報を共有できるように、適切に利用目的を明示します。

(個人情報保護法第 62 条)

**(iii)ユースケース②(広域一時滞在(広域避難)における避難所運營業務)において個人情報
情報を連携できる法的な根拠と必要な手続き**

(a)業務の概要

広域避難により、都道府県や被災市町村以外の市町村が被災者の広域一時滞在の受け入れを行う場合に、被災市町村から避難者の情報を受けて必要な受け入れ体制を整えます。

この業務は、災害対策基本法第 86 条の8及び第 86 条の9に定められる「広域一時滞在」、「都道府県外広域一時滞在」の必要がある被災住民の受け入れを行うものです。

(b)根拠規定の整理

ア)災害対策基本法

1次避難所のある被災市町村から広域避難を行う場合は、都道府県や2次避難先となる避難先市町村に被災者の個人情報の提供が必要になります。根拠規定は、ユースケース(i)と同じです。

避難所運營業務の中で、医療福祉関係者や NPO 団体など民間の支援団体が被災者の援護の実施に被災者の台帳情報を利用したい場合には、市町村は、本人の同意があるときに限り提供することができます。

(災害対策基本法第 90 条の4第1項第1号)

本人同意の取得の際は、利用目的を明らかにする必要があるとともに、不当な目的に使用される恐れがあると認められる場合には、提供を控える必要があることに留意が必要です。

イ)個人情報保護法(災害対策基本法に規定されているもの以外の取扱い)

(場合1)都道府県や2次避難先、医療福祉関係者等への提供を利用目的として特定している場合

広域一時滞在(広域避難)における避難所運營業務へ活用する場合、利用目的に含めることで、利用目的のための提供としてこれらの機関等へ提供できます。(個人情報保護法第 61 条第1項、第 69 条第1項)

(場合2)都道府県や2次避難先、医療福祉関係者等への提供を利用目的として特定していない場合

<行政機関等へ提供する場合>

本人の同意を取得する場合(個人情報保護法第69条第2項第1号)のほか、個人情報の提供を受ける行政機関等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ利用することについて相当の理由があるとき(同項第3号)については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合(同項ただし書)を除き、当該情報を保有する地方公共団体は、他の行政機関等へ情報提供することができます。(個人情報保護法第69条第2項)

<行政機関等以外の者へ提供する場合>

本人の同意を取得する場合(個人情報保護法第69条第2項第1号)のほか、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要なときなど、明らかに本人の利益になるときや、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき(同項第4号)については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合(同項ただし書)を除き、当該情報を保有する地方公共団体は、行政機関等以外の者へ情報提供することができます。(個人情報保護法第69条第2項)

(c)必要な手続き

本ユースケースに必要な手続きはありません。

(iv) ユースケース③(避難所以外の被災者支援)において個人情報連携できる法的な根拠と必要な手続き

(a) 業務の概要

都道府県、市町村と、関係団体(医療/福祉事業者、NPO、ボランティア等)は、災害ケースマネジメントを実施するにあたり、被災者の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握し、共有します。

(b) 根拠規定の整理

(ii)と同様に、都道府県と被災市町村は、関係団体(医療/福祉事業者、NPO、ボランティア等)から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意があるときに限り、当該申請者に台帳情報を提供することができます(災害対策基本法第九十条の四第一項第一号)。地方公共団体以外の者へ台帳情報を提供する場合には、本人の同意が必要です。

申請者は情報の利用目的を明らかにする必要があるとともに、申請書の提出を受けた市町村は、当該提供により、不当な目的に使用される恐れがあると認められる場合には、提供を控える必要があることに留意が必要です。

(c) 必要な手続き

本ユースケースに必要な手続きはありません。

(v) システム停止後に都道府県から市町村に被災者の個人情報を連携できる法的な根拠と必要な手続き

(a) 業務の概要

都道府県は、本システムの運用を停止し、被災市町村の被災者台帳に対して、被災者台帳情報の引き継ぎを行います。引き継ぎに当たっては、都道府県が本システムにより保有した被災者の情報を被災市町村に提供します。

(b) 根拠規定の整理

被災者台帳情報として被災者の情報を引き継ぐ場合には、都道府県は、災害対策基本法第 90 条の3第4項の規定に基づき、被災市町村に対して、被災者に関する情報の提供を行います。

(災害対策基本法第 90 条の3第4項)

台帳情報として被災者の情報を引き継がない場合には、個人情報保護法第 61 条第1項、第 69 条第1項に基づいて、システム停止後に都道府県から市町村に被災者の個人情報を提供することについて、利用目的として特定することで、利用目的のための提供として市町村に提供することができます。

(個人情報保護法第 61 条第1項、第 69 条第1項)

(c) 必要な手続き

本ユースケースに必要な手続きはありません。

④アクセス制御の在り方

本システムは、広域避難する被災者等の情報を一つのデータベースに整理し、その支援情報を記録するとともに、個々の被災者の情報を一元的に集約するため、被災者の住民票がある市町村や都道府県、民間の支援団体と、必要な情報連携を行う。被災者の情報は災害対策基本法や個人情報保護法の規定に従って取り扱います。

本システムでは、被災者の援護に必要な限度で業務に必要な情報を利用または提供するため、業務実施主体に応じたアクセス制御を行う機能を備えています。

都道府県のシステム担当は、本システムの機能を活用して、市町村等の利用者にアカウントを付与するほか、必要な情報へのアクセス権限を設定するため、市町村等の担当者と協議を行ってください。これにより、業務実施主体に応じたアクセス制御を行うことができます。

(当時の石川県が実施した取り組み)

被災者の援護に必要な範囲に限って情報を共有するため、複数のデータソースから業務に応じたリソースグループを設定し、業務上、データの利用が必要なユーザーグループのみアクセス可能としました。

I ユーザーグループ設定(組織/業務名/業務担当)

ユーザーグループとして、特定の被災者支援の業務に従事する組織や業務担当者で区分し、情報にアクセスできる権限を設定しました。

また、ユーザーグループで扱う業務に応じて、組織や担当者単位でデータを登録・参照・変更・削除する権限(CRUD)を設定しました。

ユーザーグループの設定に伴う整理の手順は、次のとおりです。

- 1) ユーザーが行う業務を特定する
- 2) 組織(都道府県/市町村)を特定する
- 3) 担当者(システム担当、見守り支援担当など)を特定する

II リソースグループ設定(業務に必要な情報の設定)

リソースグループとして、特定のユーザーグループが被災者支援の業務に必要な情報を複数のデータソースから抽出し、提供する情報を設定しました。

リソースグループの設定に伴う整理の手順は、次のとおりです。

- 1) ユーザーグループに必要なデータソース・項目を特定する
- 2) データソースから必要な項目を抽出し、リソースグループを設定する

石川県が実施したアクセス制御の例



⑤アカウントを付与する者の整理

発災後、システムの起動の基準に基づき、システムを起動することを決定したら、都道府県システム担当は、利用者に対し、上記のアクセス制御の考え方に沿ってアクセス権が設定されたアカウントを付与することになります。

発災後に、誰にどのアカウントを付与するかを調査しては、時間を要してしまうため、あらかじめ、「アカウント付与一覧表」を作成することにより、起動時間の短縮につながります。

なお、「アカウント付与一覧表」で付与対象を個人として設定している場合は、人事異動に伴うメンテナンスが必要となります。そのことで、手間ではありますが、利用者システムの存在と業務内容を認識することにもつながりますので、必要なコストとして考えてください。

⑥情報管理(保護措置)

都道府県及び市町村は個人情報保護法第六十六条第一項に基づき、保有個人情報について安全管理措置を講じなければなりません。また、都道府県又は市町村が個人情報の取扱いを委託する場合、委託先は同条第二項第一号に基づき、安全管理措置を講じなければならず、都道府県及び市町村は当該委託先の監督を行わなければなりません。

利用目的のために、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めます(個人情報保護法第七十条)。

例えば、個人情報を取り扱う区域の管理や、機器及び電子媒体等の盗難等の防止といった物理的安全管理措置や、アクセス制御等の技術的安全管理措置が考えられます。

3.3.広域被災者データベース・システムの調達

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、検討会で合意されたスケジュールに沿って、システムを調達します。

調達にあたり、標準仕様書を基に、調達仕様書を作成してください。

標準仕様書は、可能な限りカスタマイズをしないでください。カスタマイズが必要な場合には、その分、コストの増嵩につながる可能性がありますので、留意してください。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、調達にあたり、広く民間事業者にRFIによる情報提供を依頼し、その結果を踏まえて、「広域被災者データベース・システム」の開発に係る仕様書を作成し、公募型プロポーザル方式により構築事業者を選定しました。

3.4.広域被災者データベース・システムの運用訓練

本システムは、災害発生時に起動するものであり、平時から運用するものではありません。

災害時に都道府県が被災市町村に台帳情報の提供を求め、迅速かつ的確に被災者台帳の情報の提供を受けて、被災者支援に活用していくためには、平時からの備えが重要です。災害時に本システムをスムーズに起動し、運用する観点では、次の事項を平時から準備することが必要です。

(1)都道府県から市町村への台帳情報の提供の求め

[(都道府県)導入主担当、システム担当]

都道府県は、市町村へ被災者台帳情報の提供を求める手続き、「台帳情報の提供の求め(災害対策基本法施行規則第8条の6第1項)」を行うことを想定して、必要な事項を記載した申請書を市町村に提出する流れを確認し、決めておきます。

(2)市町村から都道府県への台帳情報の提供

[(市町村)被災者台帳担当、(都道府県)導入主担当、システム担当]

都道府県は、被災者台帳を作成する市町村から、被災者台帳情報「提供を受けようとする台帳情報の範囲(災害対策基本法施行規則第8条の6第1項第3号)」を確認し、決めて、市町村から当該情報の提供を受ける訓練を行います。

災害時には、要支援者の避難が優先されるため、避難行動要支援者名簿の連携が重要です。そのため、訓練においても、避難行動要支援者名簿の情報を活用することを積極的に検討してください。

(3)訓練の振り返り

[(都道府県)導入主担当、システム担当、(市町村)被災者台帳担当]

訓練の振り返りを行い、「できたこと」、「課題の確認」を行い、改善策を検討します。

(ポイント:訓練に用いるデータ(個人情報の取扱い))

関係者が個人情報を共有することについて、本人同意を要するものであるが、その同意を取得することは負荷が大きくなることから、情報の漏えい等のリスクを考慮して、訓練用のシナリオやダミーデータでの対応を検討するのも有用がよいでしょう。

訓練のために保有個人情報の利用又は提供が必要な場合においては、特定した利用目的のための利用又は提供が可能です。また、利用目的として特定されていない場合であっても、本人同意の取得が必ずしも求められるものではなく、訓練の内容など個別の事情に応じ、個人情報保護法第69条第2項各号の該当性を検討することとなります。

<発災時～応急期に実施する事項>

3.5.広域被災者データベース・システムの起動

3.5.1.システム起動の決定

(1)システムの起動の判断に必要な情報の収集

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

(都道府県)導入主担当は、災害の発生又は発生するおそれがある場合には、「システム起動の基準」(「3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項」参照)に照らし、起動の判断に必要な情報を収集します。

(ポイント)

人的・住家・インフラ被害などの情報を収集している災害対策本部と連携することで早期に状況把握することが重要です。

(2)システムの起動

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

(都道府県)導入主担当は、「システム起動の基準」に該当すると判断した場合、システムの起動を決定します。

(都道府県)導入主担当は、(都道府県)システム担当及び関係者にシステム起動の決定を通知します。

(ポイント)

判断が難しい場合には災害対策応急責任者や危機管理部署と速やかに協議する必要があります。システムの起動判断は災害対策本部業務とすることも考えられます。

(3)システムの起動確認

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、(都道府県)導入主担当から起動の決定の通知を受けたら、速やかに本システムが正常に起動すること(利用環境からのアクセスが可能であることを含む。)を確認します。正常に起動することが確認できない場合は、システムベンダと原因を分析し、対策を講じます。

(都道府県)システム担当は、システムが正常に起動することが確認できた場合には、直ちに、(都道府県)導入主担当及び関係者に、その旨を通知します。

3.5.2.被災者の基本情報の登録

(1)基本情報の決定

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

(都道府県)導入主担当は、(都道府県)システム担当からシステムの正常な起動の確認の通知の受理後、速やかに、(都道府県)システム担当と協議して、災害の状況に応じた基本情報の範囲(システムを利用して支援が必要な被災者の範囲)及び基準日を決定します。

基準日は、都道府県と市町村の間で「当該災害の被災者(災害対策基本法第90条の3)」の特定に必要となるものです。基準日は、発生した災害に対して一つになるように定めます。

(理由)

基本情報の範囲や基準日にズレがあると、被災者の情報を正確に把握・共有することが困難になります。

(ポイント)

事前に決めたデータ要件に沿うことが重要です。

都道府県システム担当は、市町村システム担当の支援を行うことが重要です。

(当時の石川県が実施した取り組み)

次のとおり実施しました。

住民基本台帳システムの整備状況	石川県では、被災6市町が導入している住民基本台帳システムが同じであったため、1社のシステム事業者及び各市町システム担当者と基本情報の調整を行いました。
データ抽出の日付	発災直後、システム事業者は被災者台帳への住民情報登録のため、1/8 にデータの抽出を行いました。一方で、転入・転出や出生・死亡の異動情報について、本人の申請が完了していない場合や、住民基本台帳システムへの反映が完了していないこともあったため、発災から14日経過以後に再度データを抽出する必要がありました。

	<p>また、住民基本台帳システムの仕様上、特定の過去日付の時点における住民情報の抽出が難しかったため、急遽開発を依頼しました。</p>
データ抽出対象者	<p>令和6年1月1日時点で被災6市町に居住する全住民を抽出対象者としました。</p>
データ抽出の項目及び条件	<p>当初被災者支援(居所の把握や名寄せ)に必要であると想定しうる項目を選択しました。(基本4情報や住所情報、異動情報、在留・国籍情報等)</p> <p>データの抽出条件は次のとおりです。</p> <p>最新住民票情報(世帯構成や姓名、住所など)を元に、基準日時点(令和6年1月1日)で住民であった対象者を抽出する。</p> <p>※住民となった異動日 ≤ 基準日 ≤ 住民でなくなった異動日 を条件とするため、抽出結果には、基準日と同日の出生者・転入者及び死亡者・転出者を含む。</p> <p>※最新住民票情報を抽出元とするため基準日以降に転出・再転入があった場合、抽出対象から除外されてしまうため個別に確認が必要。</p>

(2)基本情報の提供依頼

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、(都道府県)法務担当と協力し、(市町村)被災者台帳担当及び(市町村)システム担当に対し、基本情報の提供を求める依頼文を发出します。

[(市町村)被災者台帳担当](ユースケース共通)

(市町村)被災者台帳担当は、(都道府県)システム担当からの依頼文を受理後、災害対策基本法第 90 条の4第3号に基づき、(市町村)システム担当の協力を得て、基本情報を作成し、都道府県システム担当に提供します。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県は被災者の住民票がある被災6市町と必要な情報連携をするため、被災6市町の市町村長に対して、次の事項を記載した申請書(「被災者台帳情報の提供について(依頼)」(令和6年2月6日付、石川県知事))を市町に通知しました。

「被災者台帳情報の提供について(依頼)」(令和6年2月6日付、石川県知事)

发出の目的	被災者に対する援護の実施を利用目的とする、被災者データベースを構築するため。
根拠法令・規定	災害対策基本法第 90 条の四第1項第3号及び災害対策基本法施行規則(昭和 37 年総理府令第 52 号)第8条の6第1項
发出者	石川県
发出先	被災6市町
提供を受けようとする情報の範囲	災害対策基本法第 90 条の3第2項第1号から第7号に掲げる事項 災害対策基本法施行規則(昭和 37 年総理府令第 52 号)第8条の5各号に掲げる事項

(3)基本情報の登録

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、市町村から受領した基本情報を本システムに登録します。

(4)基本情報の登録確認

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、基本情報が本システムに正確に登録できているかを確認します。

正確に登録できていなかった場合は、システムベンダと原因を分析し、対策を講じます。必要に応じて市町村にも協力を仰ぎます。

(5)個人情報ファイル簿の作成・公表

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、市町村から基本情報を本システムに登録したら、個人情報保護法第 75 条に基づき、本システムの個人情報ファイル簿を作成し、公表します。

個人情報ファイル簿には、利用目的を記載することになりますが、想定される提供行為(3.2.3(4)③(v)のシステム停止後に都道府県から市町村に被災者の個人情報を連携することなど)を利用目的に含めてあらかじめ特定し、個人情報ファイル簿に記載しておくことで、個人情報保護法第 69 条第1項に基づく利用目的のための提供が可能になります。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、個人情報保護法第 75 条に基づき、次のとおり、被災者データベースの個人情報ファイル簿を作成しました。

参考 個人情報ファイル簿(石川県の事例)

(別記様式第1号)	
個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	被災者データベース
行政機関等の名称	石川県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部デジタル推進課
個人情報ファイルの利用目的	令和6年能登半島地震により被災した、被災者の現在の所在地、要配慮事項、支援の実施状況等を名寄せ処理し、関係者が管理・共有することで、支援の重複や漏れ防止につなげるとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために利用
記録項目	<p><住民情報関係></p> <p>氏名、フリガナ、通称名、通称名フリガナ、アルファベット氏名、アルファベット氏名フリガナ、漢字併記氏名、漢字併記フリガナ、世帯主氏名、現住所、現住所方書、本籍、性別コード、生年月日、続柄コード、続柄、第30条の45区分コード、在留カード等番号、国籍コード、在留資格コード、在留資格期間、在留終了年月日 等</p> <p><避難者名簿関係></p> <p>避難場所、避難所名、住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由、電話番号その他の連絡先、世帯の構成、罹災証明書の交付の状況、その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項 等</p> <p><義援金支給関係></p> <p>申請日、申請種別、申請氏名、申請氏名フリガナ、申請続柄、振込口座金融機関コード、振込口座支店コード、振込口座預金種別、振込口座口座名義カナ、振込口座口座番号 等</p>
記録範囲	令和6年1月1日に七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町（以下「被災6市町」という）に住民登録していた者
記録情報の収集方法	被災6市町からの取得 被災6市町からの避難者受入れ市町からの取得 避難所の避難者名簿や個別訪問で取得した被災者名簿の収集、被災者が作成した義援金支給申請書等による取得 等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる
記録情報の経常的提供先	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 石川県総務部総務課行政情報サービスセンター 石川県総務部デジタル推進課
	(所在地) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

3.5.3.システムの利用者登録(アカウントの付与)

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、基本情報の登録作業と並行して、検討会においてあらかじめ決めた「アカウント付与一覧表」を(市町村)システム担当に照会し、修正等がないか確認をします。

(都道府県)システム担当は、基本情報の登録作業及び上記の確認が完了後、「アカウント付与一覧表」に基づき、アカウントを付与します。

アカウントを付与する際には、本システムの適切な運用を確保するため、利用者に対して必要な事項(本システムの目的や被災者情報を取り扱う法的根拠、利用ルール(利用規約やポリシー等)、操作手順(マニュアル))について説明します。

(ポイント)

(都道府県)システム担当は、適切な運用のため、利用者に対する丁寧なサポートが必要です。(市町村)システム担当の協力が円滑なアカウント付与につながります。

3.5.4.システムの稼働確認(発災後の利用者向け)

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、(市町村)システム利用者に、システムを起動した旨を連絡します。

実施にあたっては、利用者が適切に被災者情報を利用できるよう、セキュリティ要件(システムへのアクセス権限やデータの参照権など)を改めて説明します。

[(市町村)システム担当](ユースケース共通)

(市町村)システム担当は、付与されたアカウントを利用して本システムにログインできることを確認します。

ログインができない場合や閲覧範囲が異なる場合は、都道府県システム担当者に連絡します。

(ポイント)

発災時にシステム利用者が被災者支援業務に活用できるよう、マニュアルの提供や問い合わせに対応するなど、積極的に導入支援を行うことが重要です。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県ではシステム担当に加えて、デジタル推進監室職員もシステムの運用支援に参加し、庁内や市町の利用者に対して現地での導入支援や問い合わせ対応、マニュアルの作成を行いました。

3.5.5.被災者への周知

[(都道府県)広報担当](ユースケース共通)

(都道府県)広報担当は、本システムが起動する日までに、被災者の個人情報を市町村から受領し、本システムにおいて取り扱う旨を被災者に周知します。

この周知は、法令上必ずしも必要ではありませんが、被災者の個人情報の取扱いへの不安を軽減する効果が期待されます。

具体的な手法として、記者会見、避難所へのチラシ配布、広報紙、Web サイトへの掲載等が考えられます。

(理由)

被災者が抱く個人情報の取扱いへの不安を軽減するため。

(ポイント)

起動のタイミング以外にも、利用状況を随時周知することで、住民に個人情報の取扱いに関する不安の軽減につながります。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、令和6年能登半島地震の発災後、市町の区域を超えた広域避難が生じる中、支援に必要な被災者情報を把握・集約するため、「6市町の被災台帳の作成支援の状況(被災者データベースの構築)」について、知事が記者会見³を行い、石川県の取り組みを周知しました。

令和6年4月1日には、構築した被災者データベースを活用して県が把握した情報について、改めて知事が記者会見⁴を行い、6市町の被災者台帳の作成支援の状況を報告しました。令和6年4月9日、公開で開催される災害対策本部員会議⁵において、「被災者データベース(被災者の登録状況)」について報告しました。

令和6年7月24日には、被災高齢者等の見守りに被災者データベースの情報を活用することを報告しました⁶。

³ 令和6年2月19日(月)知事記者会見

⁴ 令和6年4月1日(月)知事記者会見

⁵ 令和6年4月9日(火)第46回災害対策本部員会議(以降、会議で都度報告)

⁶ 令和6年7月24日(水)知事記者会見

<復旧期～復興期に実施する事項>

3.6.広域被災者データベース・システムの運用

ここでは、共通的な事項として、アカウントの管理について業務手順を記載するほか、具体的なユースケースとして、ユースケース①「避難所以外の被災者の避難先把握業務」、ユースケース②「広域一時滞在(広域避難)における健康管理業務」、ユースケース③「避難所以外の被災者支援」の業務手順を記載し、最後に、ユースケース④「あらかじめ想定できないが発災後必要となった業務」の業務手順を記載します。

3.6.1.アカウントの管理

(1)アカウントを付与すべき者の追加・修正・削除

[(市町村)システム担当・(関係団体)システム担当](ユースケース共通)

(市町村)システム担当又は関係団体システム担当は、システムを運用するに当たって、アカウントを付与すべき者の追加・修正・削除の必要が生じたら、(都道府県)システム担当に対し、その旨を申請します。

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、上述の申請を受理したら、速やかに申請内容を確認し、「アカウント付与一覧表」を更新して、アカウントを付与すべき者の追加・修正・削除を実施します。

その後の手続きは、「3.5.3.システムの利用者登録(アカウントの付与)」及び「3.5.4.システムの稼働確認」を参照してください。

(2)アカウントの権限の範囲の追加・修正・削除

[(市町村)システム担当・(関係団体)システム担当](ユースケース共通)

(市町村)システム担当又は関係団体システム担当は、システムを運用するに当たって、「アカウント付与一覧表」の追加・修正・削除の必要が生じたら、都道府県システム担当と協議します。

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

(都道府県)システム担当は、上記の協議結果を受理した後、速やかに(都道府県)導入主担当及び都道府県法務担当と、アカウントの権限の範囲の追加・修正・削除について協議をしてください。業務の必要性と個人情報保護やセキュリティの観点から、慎重な検討が必要になります。

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

(都道府県)導入主担当は、上記の協議を踏まえ、関係者(市町村、関係団体)と協議をし、アカウントの権限の範囲の追加・修正・削除の実行について決定します。

都道府県導入主担当は、都道府県システム担当に対し、上記の決定を通知します。

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、上記の通知を受理したら、速やかに、アカウントの権限の範囲の追加・修正・削除を実行し、必要に応じて「アカウント付与一覧表」を更新して、アカウントを付与すべき者の追加・修正・削除を実施します。

その後の手続きは、「3.5.3.システムの利用者登録(アカウントの付与)」及び「3.5.4.システムの稼働確認」を参照してください。

3.6.2.基本情報の追加(住民以外の者)

[(市町村)避難所担当(ユースケース共通)]

(市町村)避難所担当は、避難所において住民以外の者が避難していることがわかったときは、避難者の情報(氏名等の基本情報、連絡先等)を聴取の上、(都道府県)システム担当に報告をします。

[(都道府県)医療・保健・福祉担当、(被災市町村)医療・保健・福祉担当、(関係団体)医療/福祉事業者、NPO、ボランティア等](ユースケース③)

都道府県医療・保健・福祉担当、被災市町村医療・保健・福祉担当及び関係団体(医療/福祉事業者、NPO、ボランティア等)は、避難所以外の場所に住民以外の者が避難していることがわかったときは、避難者の4情報及び連絡先を聴取の上、(都道府県)システム担当に報告をします。

[(都道府県)システム担当(ユースケース共通)]

(都道府県)システム担当は、上記の報告を受けたら、本システムに当該住民以外の者の聴取した情報を登録します。

3.6.3.ユースケース①避難所外の被災者の避難先把握業務

災害対策基本法においては、避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮に関する努力義務が規定されており、支援が必要な避難所外被災者に対して、漏れのない支援を実施するためには、避難所外被災者の状況把握を早急に行い、支援が必要な被災者に適切な支援の提供、医療や福祉的支援へのつなぎ等を実施することが重要です。

避難生活にあたっては、次のような様々な理由により、避難所に行けず在宅避難者や車中泊を行う避難者等も存在しており、避難生活を送る場所が多様化しています。

- ・ 受入想定人数を大きく上回る避難者により居場所を確保することが難しい
- ・ 避難所への経路が寸断されて移動できない
- ・ 家族や自分の健康状態により自宅から出られない
- ・ 障害等により集団での生活が困難である
- ・ 避難所では自らが必要と考えるプライバシーが確保できない
- ・ ペットの世話が難しい
- ・ 旅行先など普段生活する地域以外で被災し、避難所の場所がわからない など

[(都道府県)危機管理担当、医療・保健・福祉担当、(被災市町村)危機管理担当、医療・保健・福祉担当、(関係団体)医療/福祉事業者、NPO、ボランティア等]

発災直後から被災者の自立・生活再建を支援するため、災害ケースマネジメントの取り組みが推進されており、避難所以外の避難者等の支援においても、官民の連携を前提に適切なアウトリーチ等の支援を行います。

被災者の避難先把握にあたっては、デジタル技術を活用することで、業務の省力化、効率的な実施につながります。例えば、情報収集の際にタブレット等を用いて直接データを入力することや支援記録をシステム上で管理することなどが想定されます。積極的なデジタル技術活用を検討します。

(ポイント)

官民の連携にあたっては、市町村、都道府県、民間の支援団体等、様々な主体と連携して実施することが効率的である一方、それぞれの主体がそれぞれの職務の観点から、個別訪問を実施している場合があることから、関係部局が連携し、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を密に行うことが重要です。

アウトリーチに当たっては、訪問や電話等の実施や、被災者自らの情報発信(避難所への届け出、アプリ等による発信等)を促すことが効果的ですが、次の点に留意して行うことが重要です。

- ・ 要配慮者の状況把握は、必要に応じ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
- ・ 民間の支援団体等に提供する情報に要配慮個人情報が含まれる場合、本人の同意を取得しておくことが考えられる。
- ・ 要配慮者のいる世帯から訪問するなど優先順位を決めること
- ・ 支援関係者で被災者の個人情報を共有できるように、適切に利用目的を明示すること
- ・ 1.5次避難、2次避難の案内、罹災証明書の申請案内など、必要な情報の提供を併せて行うこと

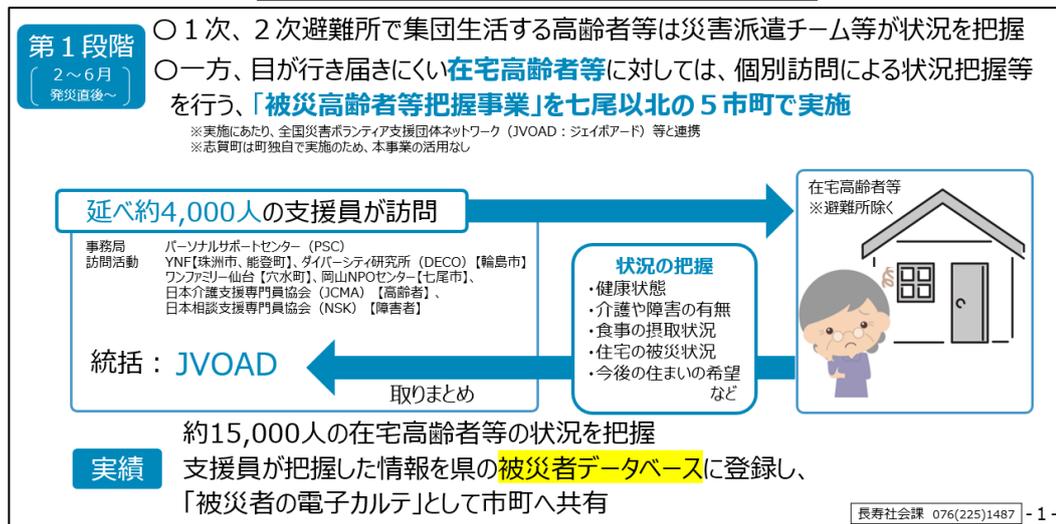
(当時の石川県が実施した取り組み)

令和6年能登半島地震では、内閣府から石川県に対し、「令和6年能登半島地震における避難所外被災者への適切な支援の実施について(依頼)」(令和6年1月17日付、府政防第105号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当))が発出されました。

石川県は、当該通知を参考に、次の取り組みを実施しました。

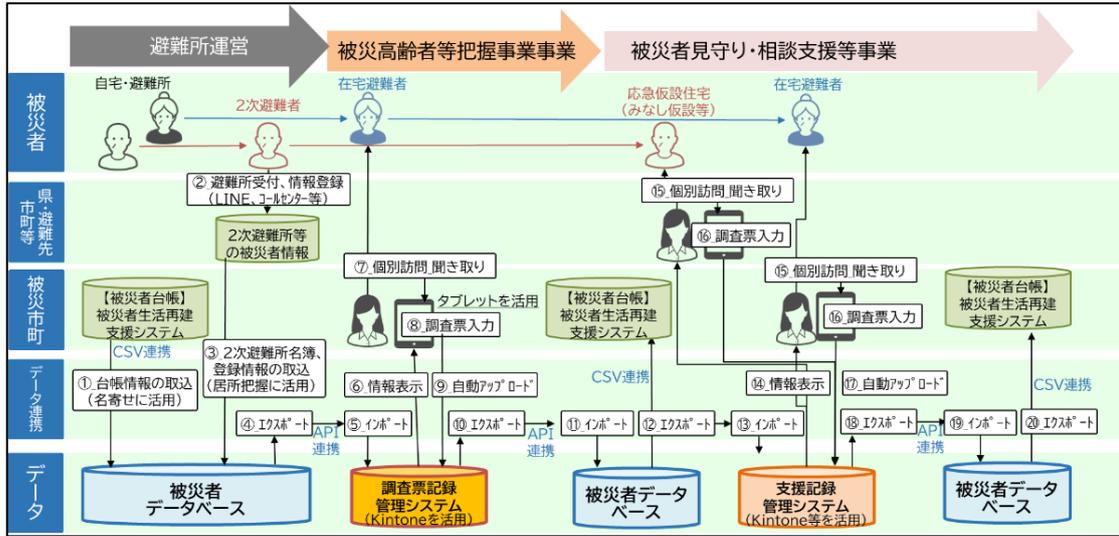
- ・ 被災高齢者等の見守り(在宅高齢者等の把握)
- ・ 避難所以外で避難生活を送る方の情報窓口の開設

被災高齢者等の見守り(在宅高齢者等の把握)

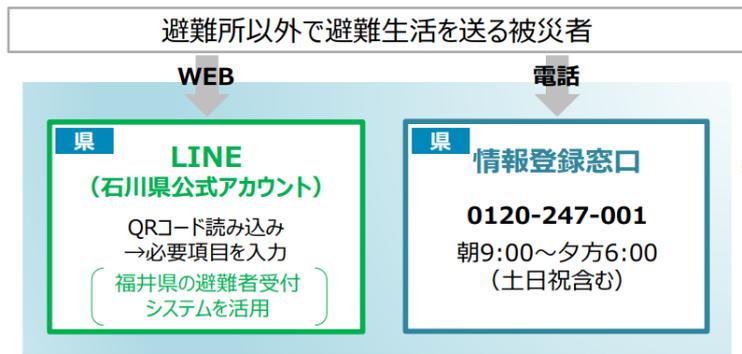


(令和6年7月24日石川県知事記者会見資料(抜粋))

被災高齢者等把握事業で把握した情報を被災者データベースに登録する流れ



自主的に被災地から県内外の親戚宅等に避難された方や、車中泊をされている方などの今後の支援のため、連絡先等を登録する窓口を開設（WEB又は電話）
1月19日（金）15時～受付開始



※市町の情報登録窓口
 七尾市 0767-53-6880
 輪島市 調整中
 珠洲市 0768-82-2222
 志賀町 0767-32-4964
 穴水町 0768-52-0086
 能登町 0768-62-8532

<登録情報> 避難先、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 等
 <利用目的> 罹災証明書のご案内など、今後の行政からの支援のために活用（県から住所地市町へ提供）

（令和6年1月19日石川県災害対策本部委員会議資料(抜粋)）

被災者から情報収集するために実施した取り組み

- 令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨では、複数のチャネルを通じて、被災者の居所等に関し、被災者自身から情報を収集した
- 各チャネルでは、最新の居所情報を把握するために、基本4情報や連絡先に加え、避難場所や避難状況等を収集した

情報収集チャネル	概要（目的等）	収集した情報項目	課題
被災者自らの情報発信	LINEを活用し、避難所外で避難生活を送る被災者の居所を把握するとともに、被災者が自治体からの支援情報を得られる環境を整備する。発災時に被災者発信でその情報を収集する仕組みがない中で、応急的に構築・展開。 石川県が設置したコールセンターを活用し、避難者の居所や健康状態、世帯の状況等を把握し、見守り支援等の必要性の判断につなげる。	避難場所、基本4情報、連絡先要配慮事項（要介護・妊産婦・アレルギー等）、移動手段、帰宅できるための条件、事業状況、備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集した情報を被災者台帳に連携する上では、名寄せ作業が必須。 ● 必要な情報項目が確実に把握される必要がある。
アウトリーチによる情報把握	Suicaを活用し、1次避難所を利用する避難者の居所を把握するとともに、見守りや今後の物資支援につなげる。 石川県が被災者に義援金を支給するため、被災者の被災状況、振込口座等の情報を把握する。	基本4情報、電話番号、メール、現住所、避難場所、避難場所、振込口座等	

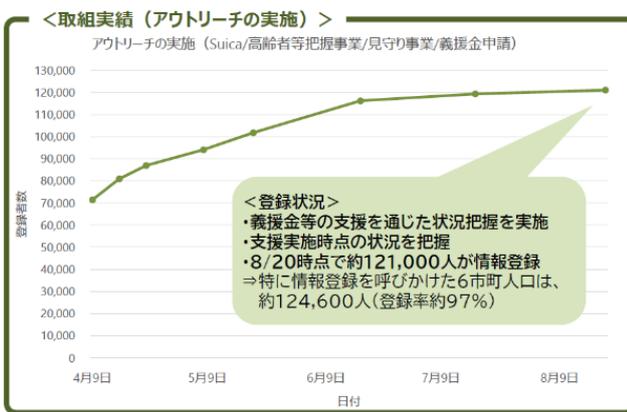
LINEによる被災者情報の収集画面

石川県「令和6年能登半島地震義援金（特別給付分）申請書」見本

- 被災者自らの情報発信を促すことにより、避難先が変わった場合等の状況把握も実施したが、最新情報を継続して取得することが困難であった（登録率約10%）
- 支援を通じたアウトリーチにより、多くの被災者の状況把握を実施したが、発災から期間を要し、給付申請時点の情報把握に留まった（登録率約97%）



行政コスト低 補足対象者少



行政コスト高 補足対象者多

（令和6年11月27日_第2回 避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム資料(抜粋)）

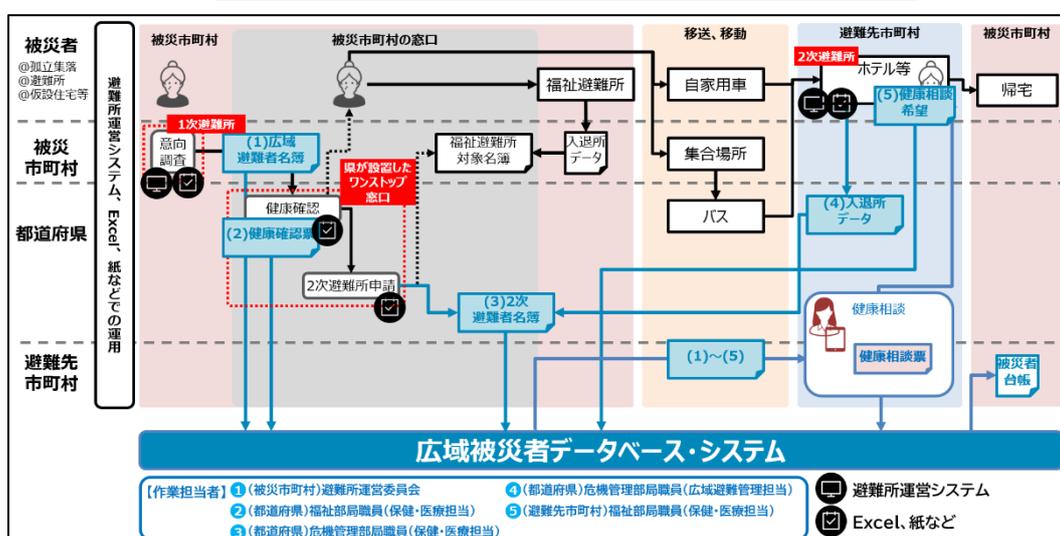
3.6.4.ユースケース②広域一時滞在(広域避難)における避難所運營業務

広域一時滞在(広域避難)における避難所運營業務の流れは次のとおりです。

避難所の設置、バスの手配等は準備済の前提で、情報やデータの流を中心に記載しています。

各避難所での業務やそこで作成・連携される帳票等については、現状、紙やExcel等で管理・運用されています。また、避難所の受付に関連するシステム例として、避難所運営システムを記載します。

広域一時滞在(広域避難)における避難所運營業務の流れ



(1)意向確認

[(被災市町村)避難所担当]

被災市町村避難所担当は、1次避難所に避難している被災者を対象に、2次避難所への移動の意向調査を行います。

2次避難所への移動を希望した被災者は、被災市町村避難所担当に、申請を行います(申請書は「ユースケース関連資料」を参照)。

被災市町村避難所担当は、当該申請を基に、「広域避難者名簿」(「ユースケース関連資料」を参照)を作成し、本システムに名寄せして登録します。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県の場合は、被災者に紙の申請書に記載していただき、被災市町が広域避難者名簿を Excel ファイルで作成し、都道府県または市町村が用意する端末(PCやタブレット端末等)を用いて、当該情報と本システムの基本情報と名寄せを行い、登録しました。

今後は、名寄せやシステムへの転記の手間の省略と正確性の担保のため、被災者がマイナンバーカードを利用して、オンラインでの申請やタブレット端末を使った対面での申請を行い、本システムと自動連携することが考えられます。

(2)健康確認

[(都道府県)保健・医療担当]

都道府県保健・医療担当は、広域避難名簿に記載されている者に対し、健康確認を行う場所及び日時を知らせます。

都道府県保健・医療担当は、被災者に健康確認を行い、健康確認票(「ユースケース関連資料」を参照)を基に、被災者に健康確認を行い、本システムの被災者情報を更新します。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県の場合は、健康確認は被災市町村の窓口を借りて実施しました。

本人確認のためマイナンバーカードも活用しました。

健康確認票は、紙ではなく、健康確認票アプリケーションがインストールされたタブレット端末を使って、都道府県保健医療担当がデータを直接入力し、本システムと自動連携できるようにしました。

(3)2次避難所の決定

[(都道府県)広域避難担当]

都道府県広域避難担当は、被災者のニーズ(健康確認票の情報を含む。)と、それに対応可能な2次避難所とのマッチングを行い、それぞれの被災者が移動する2次避難所案を決定⁷します。

都道府県広域避難担当は、被災者に対し、2次避難所案を提示します。

被災者は、2次避難所案に了解したら、都道府県広域避難担当に対し、2次避難所への移動の申請(「ユースケース関連資料」を参照)を行います。併せて、希望する場合は、2次避難所への入所後の健康相談の申請も行います。

⁷ 被災者は、健康状況によって、1次避難所から福祉避難所へ移動する方もいます。その場合は、「2次避難者名簿」ではなく、「福祉避難所対象名簿」(「ユースケース関連資料」を参照)を作成し、本システムに名寄せして登録します。福祉避難所に確実に移動したことを確認するため、福祉避難所に移動した後の入退所データと照合・確認を行います。

都道府県広域避難担当は、申請のあった被災者について、当該被災者が移動する予定の2次避難所、入所予定日及び健康相談の希望の有無を記載した「2次避難所名簿」（「ユースケース関連資料」を参照）を作成し、本システムに名寄せして登録します。

（当時の石川県が実施した取り組み）

石川県の場合は、被災者のニーズと2次避難所とのマッチング業務は旅行代理店に委託しました。

本システムから、委託先が有するシステムに対し、マッチングのために必要なデータを、本システムから提供しました。

（4）2次避難所への移動

【（都道府県）広域避難担当】

都道府県広域避難担当は、2次避難所への移動を申請した被災者に、2次避難所の名所と場所、移動予定日及び移動手段を通知します。被災者が移動手段としてバスを希望している場合には、バスの手配を行い、集合場所及び日時も併せて被災者に通知します。

（5）2次避難所への入所

【（都道府県）広域避難担当】

都道府県広域避難担当は、被災者が2次避難所に入所したことを確認したときは、「入所データ」（当該者の4情報及び入所日）を作成し、本システムと名寄せして登録します。

都道府県広域避難担当は、本システムを確認し、入所予定日に入所していない被災者が存在する場合には、当該者の連絡先に連絡し、状況を確認します。

(6) 2次避難所における健康相談

[(避難先市町村)保健・医療担当]

避難先市町村保健・医療担当は、2次避難所への移動の申請の際に希望をしていない場合でも、2次避難所への入所後、被災者の状況変化により、電話またはオンライン(ぴったりサービスの活用も検討)により健康相談の申し込みが想定されます。

避難先市町村保健・医療担当は、健康相談の申し込みがあった場合には、健康相談の希望日や相談内容について、本システムに登録します。

避難先市町村保健・医療担当は、健康相談を希望する被災者に関する情報(1次避難所における健康確認票や、2次避難所入所データ、健康相談希望)を本システムから取得し、健康相談を定期的に行います。

避難先市町村保健・医療担当は、健康相談終了後、その都度、健康相談票の情報を、PC やタブレット端末を用いて本システムに登録します。

(ポイント)

普段住み慣れた場所から、別の場所に広域避難して生活することになるため、被災者の健康状況が変わることが多々あります。各避難所で被災者の状況を適切に把握するためにも、被災者の移動に合わせて速やかに情報を本システムに登録することが重要です。健康相談票を入力するためのアプリケーションを導入するなどのシステム上の工夫や、各避難所において入力担当者を定めるなどの運用上の工夫も必要になります。

(当時の石川県が実施した取り組み)

石川県では、健康相談希望受付を、マイナンバーカードやマイナポータル(ぴったり)サービスを活用しました。

令和6年能登半島地震の発生後、大規模な広域避難が必要であったため 1.5 次避難所を開設し、2次避難所へ移動するための被災者の受付と情報管理を行いました。

その際、健康管理情報の連携が課題となりました。

(7) 2次避難所からの退所

[(避難先市町村)保健・医療担当]

避難先市町村保健・医療担当は、健康相談をする中で、被災者が2次避難所から退所することを希望していることが判明したときは、退所予定日、移動先及び移動手段を把握し、「退所データ」を作成して、本システムに名寄せをして登録し、その旨を都道府県広域避難管理担当に通知します。

[(都道府県)広域避難担当]

都道府県広域避難担当は、上述の通知等により、被災者が2次避難所に退所することを希望していることがわかったときは、移動先の市町村に連絡し、移動先で被災者が安全に生活することができるかどうか等を確認し、移動手段を確保する等、必要な措置を講じます。

都道府県広域避難管理担当は、被災者が2次避難所に退所したことを確認したときは、本システムの退所データ(退所日及び移動先)を作成し、本システムに名寄せをして登録します。

3.6.5.ユースケース③避難所以外の被災者支援

様々な理由により、避難所に行けず在宅避難者や車中泊を行う避難者等も存在しており、避難生活を送る場所が多様化しています。

避難所以外の被災者支援にあたっては、アウトリーチにより被災者の状況を把握し、必要な支援を検討・実施する災害ケースマネジメントの取り組みが推進されています。

(1)避難所外で継続的な支援が必要な被災者の把握

[(都道府県)医療・保健・福祉担当、(被災市町村)医療・保健・福祉担当、(関係団体)医療/福祉事業者、NPO、ボランティア等]

「避難所外の被災者の避難先把握業務」で発災直後から収集した被災者の情報も活用し、継続的な支援が必要な被災者の特定を行います。

被災者の状況の把握に係る訪問や相談記録や支援記録の作成にあたっては、デジタル技術を活用することで、業務の省力化、効率的な実施につながります。

例えば、情報収集の際にタブレット等を用いて直接データを入力することや支援記録をシステム上で管理することなどが想定されます。積極的なデジタル技術活用を検討します。

(ポイント)

要配慮者のいる世帯から訪問するなど優先順位を決めることでより迅速な支援に繋げることが可能となることから、必要に応じて、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用します。

支援関係者で被災者の個人情報を共有できるように、被災者に適切に個人情報の利用目的を明示します。

罹災証明書の申請案内など、必要な情報の提供を併せて行います。

(2)官民が連携した見守り・相談支援

〔(都道府県)医療・保健・福祉担当、(被災市町村)医療・保健・福祉担当、(関係団体)医療/福祉事業者、NPO、ボランティア等、連携・協力機関〕

被災者ごとに相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する支援記録を作成し、支援状況を、継続的に記録することで、一貫した支援の実施につながります。

支援記録は、訪問や相談、支援の実施のたびに記録を追加することが想定されますが、被災者の基本的な情報や援護の実施状況が記載されている被災者台帳との連動、紐づけなど効果的な運用が重要です。

官民の連携にあたっては、市町村、都道府県、民間の支援団体等、様々な主体と連携して実施することが効率的である一方、それぞれの主体がそれぞれの職務の観点から、個別訪問を実施している場合があることから、関係部局が連携し、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を密に行うことが重要です。

(ポイント)

情報共有する関係者、関係者間で共有する情報、システムで扱う情報項目をあらかじめ協議・決定しておくことが重要です。

取り組みの一部を社会福祉協議会や NPO 等に委託することも想定されます。専門的な知識やノウハウを有する団体等に委託することは、効率的な実施に資するものですが、民間では把握できない情報の収集・提供や様々な行政権限の行使等、必要な業務を行わなければならないことに留意します。

(当時の石川県が実施した取り組み)

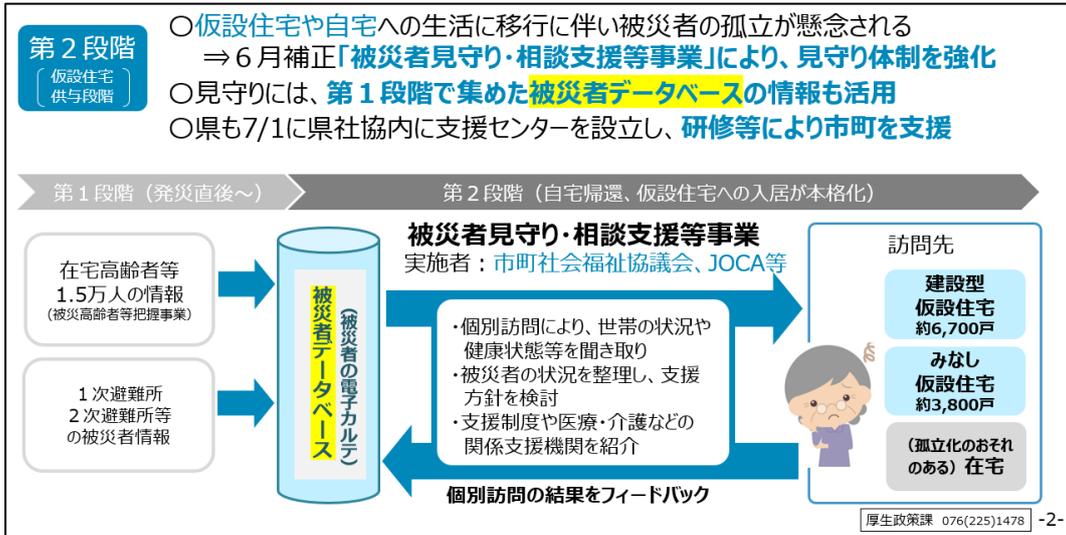
令和6年能登半島地震では、内閣府から石川県に対し、「令和6年能登半島地震に係る災害ケースマネジメント等の被災者に寄り添った支援の実施について(依頼)」(令和6年2月28日付、府政防第414号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当))が発出されました。

石川県は、当該通知を参考に、避難所の閉所検討や応急仮設の供与段階から、

- ・ 「避難所外の被災者の避難先把握業務」で発災直後から収集した被災者の情報も活用し、継続的な支援が必要な被災者の特定
- ・ 各部局や民間団体と連携した、見守り・相談や支援方針の決定、支援制度や医療・介護などの関係支援機関の紹介

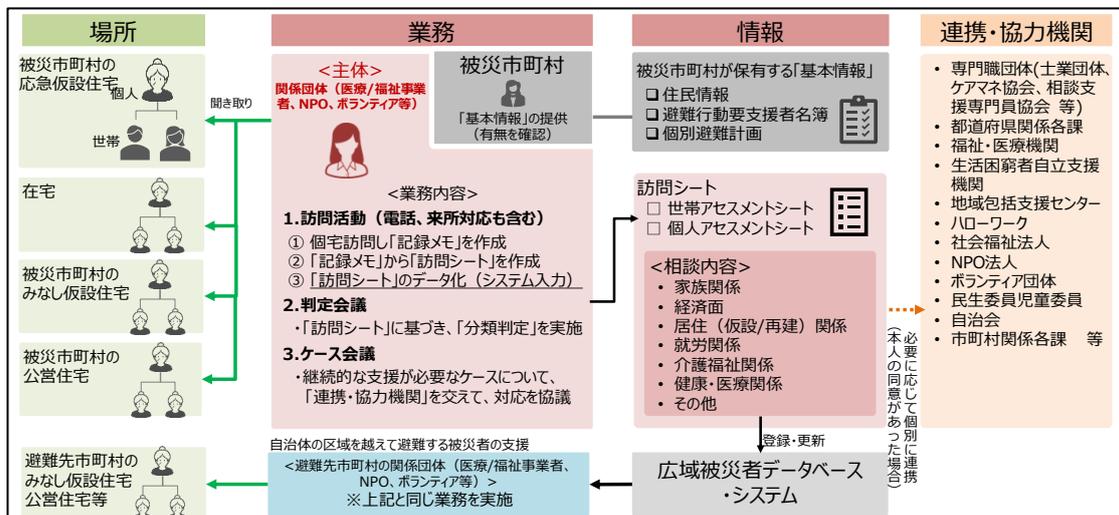
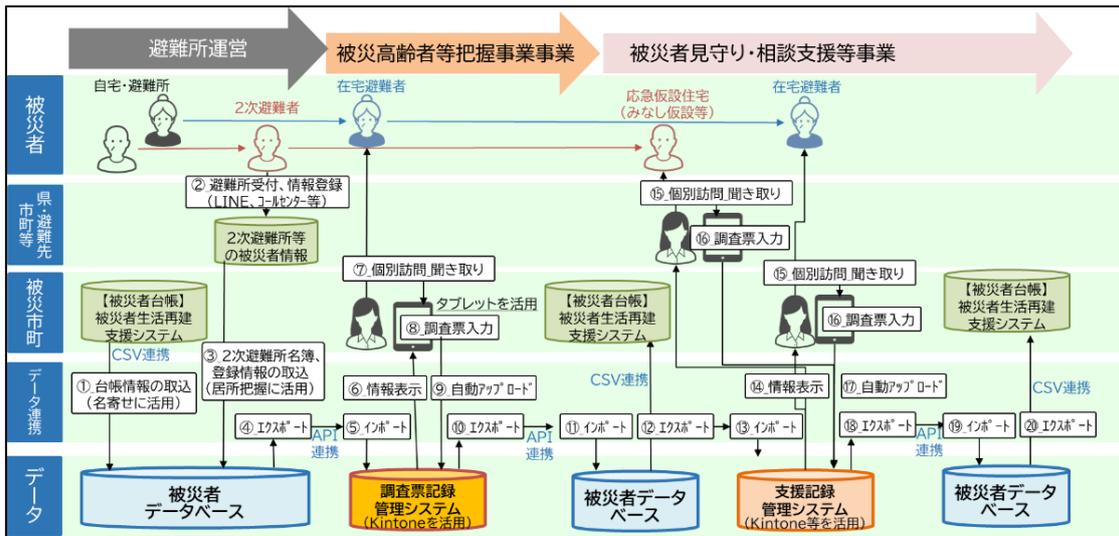
を実施しています。

被災高齢者等の見守り



(令和6年7月24日石川県知事記者会見資料(抜粋))

被災者見守り・相談支援等事業で把握した情報を被災者データベースに登録する流れ



3.6.6.ユースケース④あらかじめ想定できないが発災後必要となった業務

広域災害発生後には、あらかじめ想定できないが、被災者支援のために必要な業務が発生します。その際、本システムを活用することによって、効率的かつ効果的に実行することが可能となる場合があります。

そのようなユースケースにおいて、支援を受ける被災者や現場で対応する職員が個人情報保護の関係やデータの取扱い等で戸惑うことなく安心してシステムを利用できるように、特に必要な事項について記載します。

(1) 取り組みの整理

【(都道府県)導入主担当】

都道府県導入主担当は、必要に応じてプロジェクトチームや検討会を開催し、発災後にあらかじめ想定できなかった状況や課題を整理し、何のために、何を行うのか、本システムをどう活用するのか等、取り組みの目的や概要を協議し、取り組みの詳細を業務フローの作成を通じて整理していきます。

(ポイント)

関係者が多くなる取り組みとなるため、共通理解を醸成することが重要になります。

(2) データフローの整理

【(都道府県)システム担当】

都道府県システム担当は、関係者(市町村システム担当や関係団体システム担当等)と協議して、取り組みにあたって業務上必要な情報を整理します。

業務上必要な情報を整理したら、その情報は、本システムに記録されているデータから取得できるものか、他機関に存在しているデータなのか、被災者から取得するデータなのか、業務フローを参照しながら、データフローを整理します。

本システムに記録されていないデータ項目である場合や、データ項目に修正が必要な場合には、システムベンダに指示し、データ項目及び他システムとのデータ連携の追加・修正・削除を行います。

データ項目について追加・修正・削除を行った場合には、それに応じて、アカウントの権限の範囲を追加・修正・削除を行います。

その後の手続きは、「3.5.3 システム利用者登録(アカウントの付与)」～「3.5.5.被災者への周知」を参照してください。

(3)個人情報の取扱いの確認

〔(都道府県)法務担当〕

都道府県法務担当は、関係者(市町村法務担当等)と協議をして、取り組みの目的、業務フローやデータフローを踏まえ、個人情報保護上の課題と対応策を整理します。

対応策は、①情報の連携を行うための手続きの整理と、②適切な情報管理方法の策定を行います。

①情報の連携を行うための手続きの整理

(a)受け渡しに関する根拠規定の整理

被災者支援にあたり必要な個人情報の取得、利用・提供を可能とするための根拠となる法律や規定を整理します。この際、必要に応じ適宜、内閣府防災担当や個人情報保護委員会へ相談し、助言を得ながら行うことも考えられます。(弁護士等有識者から助言を受けることも考えられます。)

これによって、個人情報の取扱いにあたって生じ得る課題とその対応を洗い出すことができます。

また、被災者支援に携わる関係者が、個人情報の受け渡しを行う際の判断を適切に行えるよう、根拠規定を周知するとともに、共通認識を醸成します。

(b)個人情報の授受に関する手続き

被災者台帳の情報は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で、本人の同意なく、当該地方公共団体に台帳情報を提供することができます。(災害対策基本法第90条の4第3号、災害対策基本法施行規則第8条の6)

これにより、氏名、電話番号等の被災者に係る台帳情報を、都道府県や被災者を受け入れる都道府県内外の市町村に提供することができ、広域避難者の把握や支援に活用できます。

(c)提供範囲を想定した手続き

個人情報の提供先として想定される関係団体と協定、委託契約等を締結します(あらかじめ受援計画等に位置付けられていることが望ましい)。

(d)アクセス範囲の設定

個人情報への不要なアクセスを防ぐために、どの業務で、誰が、どの情報にアクセスする必要があるかを明らかにします。

②適切な情報管理方法の策定

(e)情報管理(保護措置)

都道府県及び市町村は個人情報保護法第 66 条第1項に基づき、保有個人情報について安全管理措置を講じなければなりません。また、都道府県又は市町村が個人情報の取扱いを委託する場合、委託先は同条第2項第1号に基づき、安全管理措置を講じなければならず、都道府県及び市町村は当該委託先の監督を行わなければなりません。

本ユースケースにおいても、本システムの導入にあたって事前に策定した個人情報保護基本方針、セキュリティポリシー、個人情報ファイル簿に不足等がないか確認をし、追加・修正・削除が必要な場合には、改訂をしてください。その場合には、職員に対しても周知を図る必要があります。

(ポイント)

個人情報保護上の課題と対応策を検討するにあたっては、次の内容を参考に整理してください。

個人情報保護上の課題と対応策を検討するために整理するポイント

整理すべきポイント	内容
個人情報を取り扱うのは誰か	個人情報を取り扱う主体を明らかにする
どのような情報を取り扱うのか	取り扱う個人情報にどのような情報が含まれるのか明らかにする(要配慮個人情報、マイナンバーなど)
個人情報をどのように取り扱うのか	取得、保存、提供、削除・廃棄のいずれに相当するのか明らかにする
どのような目的で個人情報を取り扱うのか	個人情報の利用目的を明らかにする
誰から取得するのか ／誰に提供するのか	個人情報を提供する相手を明らかにする
いつ取り扱うのか	個人情報を取り扱う(取得、保存、提供、削除・廃棄する)のはどのタイミングなのかを明らかにする
どの媒体で取り扱うのか	個人情報を保存する媒体は何かを明らかにする

(当時の石川県が実施した取り組み)

・安否不明者の情報共有

令和6年奥能登豪雨が発生した際、発災時の安否不明者の居所等の情報を共有し救助を円滑に行うため、既に公表されている安否不明者の基本 4 情報及び安否状況をシステムに登録しました。

安否不明者の情報の取扱いとしては、既に公表された個人であってもシステムの性質上特定の個人を識別することができる場合には個人情報保護法第2条第1項に基づき個人情報に該当すると判断し、県職員及び県支援職員のための共有に留めました。

また、孤立集落を把握するため、世帯の住所がプロットされた地図情報を共有する場合も、同条に基づき個人情報に該当すると判断し、県職員及び県支援職員のみ共有しました。

・死者情報の情報共有

県や市町が被災者支援や給付金制度の案内等を円滑に行うにあたり、被災者の死亡状況を把握することで事務負担の軽減等を図る目的として、死者情報の登録及び利用を行う必要がありました。

個人情報保護法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象とはしていません。ただし、死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合（例：死者の家族関係に関する情報は、死者に関する情報であると同時に、生存する遺族に関する情報である場合があります。）には、その遺族などに関する「個人情報」に該当するとしています。（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け））

そのため、死者情報についても個人情報と同様の取扱いとし、適切な取扱いの上で支援に活用しました。

[(市町村)(関係団体)法務担当]

市町村法務担当及び関係団体法務担当は、都道府県法務担当が定めた個人情報保護の取扱いの方針を踏まえ、都道府県法務担当の協力を得て、個人情報保護上の課題と対応策(①情報の連携を行うための手続きの整理と、②適切な情報管理方法の策定)を検討します。

3.7.広域被災者データベース・システムの停止

3.7.1.利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、定期的に、本システムの利用状況を確認・評価します。

都道府県システム担当は、本システムの利用状況を踏まえ、「3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき事項」で定めた「システム停止の基準」に該当することが見込まれる場合は、都道府県導入主担当と、システム運用停止に向けた協議をします。

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

都道府県導入主担当は、都道府県システム担当と協議し、システム運用停止に向けた調整を開始することを、プロジェクトチーム及び関係者(市町村、関係団体)に通知します。

[(市町村)システム担当・(関係団体)システム担当](ユースケース共通)

市町村システム担当及び関係団体システム担当は、都道府県導入主担当からの通知を受けて、システムの運用停止が可能な状況であるかを確認するとともに、都道府県システム担当の協力を得て、停止後も被災者支援や情報共有の手段が確保できる措置を取ります。

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、プロジェクトチームに対し、システムの運用停止が可能な状況であるかを確認するとともに、停止後も被災者支援や情報共有の手段が確保できる措置を取ります。

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、運用停止に向けた取り組み状況を都道府県導入主担当に報告します。

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

都道府県導入主担当は、都道府県システム担当からの報告を踏まえ、「システムの停止の基準」に基づき、システム運用停止及びシステム運用停止日を決定します。

(理由)

災害対応システムの運用を停止する際には、被災者支援や情報共有が継続できる体制が確保されていることを確認し、関係者と協議の上、適切な判断を行う必要があります。

(ポイント)

本システムは、市町村ごとに停止することができます。停止にあたっては、市町村や関係団体の状況を個別に確認します。停止後の支援・情報共有手段が十分に確保されるように調整を進めます。

3.7.2.運用停止の周知

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

都道府県導入主担当は、システム運用停止の決定について、プロジェクトチーム及び関係者(市町村、関係団体)に対し、システム運用の停止に関する通知を発出します。本通知には、運用停止の旨、運用停止の理由、停止予定日を明記します。

都道府県導入主担当は、上記通知を発出後、被災者に対して、本システムの停止(都道府県による被災者支援における被災者情報の利用停止)を周知します。周知方法としては、チラシや広報紙、Web サイトなどの媒体を活用し、被災者が円滑に対応できるような情報を適切に提供します。

(理由)

本システムの運営の透明性を高め、被災者の不安を除くため。

(ポイント)

都道府県はシステム運用の停止に関して、関係者には通知を送り、被災者に対して、チラシや広報紙、Web サイトなどを通じて周知します。

3.7.3.システムの運用停止

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、システム運用停止日に、システムの運用を停止するための措置を行います。

具体的には、利用者に付与していたアカウントを無効とします。

ただし、データの引き継ぎを行うため、都道府県システム担当のアカウントは、引き継ぎが終了するまで無効としません。

都道府県システム担当は、システムの運用を停止したら、速やかに、プロジェクトチーム及び関係者(市町村、関係団体)に、その旨を通知します。

3.7.4.データの引き継ぎ

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

都道府県導入主担当は、引継ぐ前に、都道府県システム担当の協力を得て、「災害の記録(実施した対応や課題)」を作成し、統計データの保存や平時の災害対策の学習に活用します。

[(都道府県)導入主担当・システム担当](ユースケース共通)

都道府県導入主担当及びシステム担当は、システムの運用停止後速やかに市町村へデータを適切に引き継ぐため、システム運用停止前までに、市町村導入主担当及びシステム担当とデータの引き継ぎ方針について協議をします。

具体的には、①引き継ぎ対象となるデータの特定、②引き継ぎ方法、③引き継ぎ時期、について協議をします。

[(都道府県)システム担当](ユースケース共通)

都道府県システム担当は、引き継ぎ方針について合意したら、引き継ぎ方針に基づき、本システムから必要なデータを抽出し、市町村システム担当に提供します。

[(市町村)システム担当](ユースケース共通)

市町村システム担当は、提供されたデータを引き継いで、適切に管理します。被災者台帳に取り込むことが考えられます。

[(都道府県)導入主担当](ユースケース共通)

都道府県導入主担当は、都道府県システム担当の協力を得て、文書管理規定に基づき、データを保管します。文書保存年限経過後は、諸規定に基づき、データを適切な方法で破棄し、個人情報ファイル簿の公表を終了します。

(理由)

災害時の対応記録や被災者情報を適切に管理し、必要な支援を継続するために、都道府県と市町村が円滑に情報を引き継ぎ、システム停止後も支援業務が滞らないよう体制を整えることが重要であるため。

(ポイント)

都道府県と市町村は、データの引き継ぎ時期を協議し、提供対象となるデータを整理します。次に、システムから必要なデータを抽出し、市町村の被災者台帳に確実に取り込めるよう準備を行います。合わせて、都道府県は災害対応の記録を作成し、統計デー

データの保存や今後の災害対策の学習に活用します。引き継ぎ完了後は、紙媒体・電子データを適切に破棄し、データ削除の記録を行い、個人情報ファイル簿の公表を終了します。

参考資料

導入手順書の作成の経緯

本手順書は次の会議体における協議を経て作成されました。

導入手順書の作成に至るまでに開催された会議体

開催日	会議体とアジェンダ
令和6年9月19日	<p>第1回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ</p> <p>(1)広域被災者データベース・システムの開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年能登半島地震の災害対応で生じた課題、石川県の取り組み ・ 広域被災者データベース・システムの開発・運用に係る論点 ・ 検討体制及びスケジュール <p>(2)意見交換</p>
令和6年10月17日	<p>第1回必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム 第1回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム</p> <p>(1)広域被災者データベース・システムの開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【共有】検討体制、論点及びスケジュール ・ 【協議】広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく石川県からの提言、議論したい事項 ・ 【共有】令和6年奥能登豪雨への対応 ・ 【共有】広域避難対策に係るロールプレイング ・ 【共有】協議事項に係る意見交換 <p>(2)事務連絡/意見交換</p>
令和6年10月23日	<p>第2回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ</p> <p>・報告</p> <p>(1)広域被災者データベース・システムの開発の進捗について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討体制、論点及びスケジュール <p>(2)令和6年奥能登豪雨への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難対策に係るロールプレイング ・ 広域被災者データベース・システム デモンストレーション <p>(3)広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく石川県からの検証/検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チームへの提言 <p>・議事</p> <p>(1)10/17 第1回検証/検討チームからの意見</p> <p>(2)成果物のアウトライン及び今後のスケジュール</p> <p>(3)意見交換</p>

開催日	会議体とアジェンダ
令和6年11月12日	<p>第1回必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム ワークショップ</p> <p>(1)「広域被災者データベース・システム」の在り方と検討の進め方について</p> <p>(2)ワークショップの企画趣旨</p> <p>(3)住民基本台帳から、広域被災者データベース・システムへの情報連携に至るまでの流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ:シナリオ① ・ ワークショップ:シナリオ②③ <p>(4)全体質疑・協議</p> <p>(5)今後の対応と次回の検討・検証チームのご案内</p>
令和6年11月19日	<p>第2回必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム</p> <p>(1)広域被災者データベース・システムの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年能登半島地震を踏まえた課題及びその対応 ・ 令和6年能登半島地震を踏まえたデータ保有者の位置関係整理 <p>(2)運用ロードマップの全体像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム運用ロードマップ(コールドスタートを前提とし、システム停止後は自治体にデータを引き継ぐ) ・ 広域被災者データベース・システム運用開始の詳細フロー(11/12 ワークショップを踏まえた議論) <p>(3)事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務連絡 ・ 全体質疑
令和6年11月27日	<p>第2回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム</p> <p>(1)「被災者データベース」の業務フローと集約したデータとの現状と課題</p> <p>(2)活用する具体の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所外被災者の把握の実態 ・ データの活用業務実態 <p>(3)個人情報の取扱いについて(制度面、セキュリティ面の措置)</p>
令和6年12月17日	<p>第2回必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム ワークショップ</p> <p>(1)挨拶</p> <p>(2)ワークショップの位置づけ</p> <p>(3)「避難者の健康管理」業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【テーマ①】連携が必要な情報項目 ・ 【テーマ②】個人情報の取扱い上の課題 <p>(4)全体質疑・協議</p> <p>(5)次回:第3回ワークショップのご案内</p>

開催日	会議体とアジェンダ
令和6年12月24日	<p>第3回必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム ワークショップ</p> <p>(1)開会の挨拶、オブザーバーの紹介</p> <p>(2)ワークショップの位置づけ/「被災者見守り・相談支援」業務の説明</p> <p>(3)「被災者見守り・相談支援」業務に関するディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディスカッションの進め方/目的のご説明 ・ ディスカッション <p>(4)全体質疑・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディスカッション内容の共有 ・ 全体質疑・協議 <p>(5)オブザーバー・国からの総括コメント</p> <p>(6)今後の検証・検討チーム/検討ワーキンググループのご案内</p>
令和7年1月14日	<p>第3回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム 第3回必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム</p> <p>(1)成果物(標準仕様書・導入手順書)の構成</p> <p>(2)標準仕様書・導入手順書それぞれの個別論点に係る協議(検証及び検討)</p> <p>(3)全体質疑・事務連絡</p>
令和7年1月21日	<p>第4回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム 第4回必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム</p> <p>(1)標準仕様書:成果物のご確認・個別論点に係る協議(検討)</p> <p>(2)導入手順書:成果物のご確認・個別論点に係る協議(検証及び検討)</p> <p>(3)全体質疑・事務連絡</p>
令和7年1月31日	<p>第3回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ</p> <p>(1)標準仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回・第3回・第4回検討検証チーム実施結果のご説明 ・ 成果物の構成・作成方針のご説明 <p>(2)導入手順書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回・第3回・第4回検討検証チーム実施結果のご説明 ・ 成果物の構成・作成方針のご説明
令和7年2月25日	<p>第5回広域被災者データベース・システム構築に必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム</p> <p>(1)標準仕様書パート:第4回検証検討Tでの課題提起に基づく協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス制御について ・ 複合災害に対応するデータモデルの検討について <p>(2)導入手順書パート:論点ごとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コスト負担の考え方 ・ 個人情報の取扱いに関する課題の対応手順 ・ システムの停止フェーズにおける、停止の判断基準

開催日	会議体とアジェンダ
令和7年3月4日	<p>第6回広域被災者データベース・システム構築に必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム</p> <p>(1)標準仕様書パート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議のゴールと今までの取り組みのご説明 ・ 反映が必要なご意見のご説明 ・ 本事業では対応が難しいご意見のご説明 <p>(2)導入手順書パート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入手順書のご説明(項目構成、大項目ごとの概要) ・ 引き続き検討が必要な事項のご説明 ・ 導入手順書大項目3のご説明(平時・発災～応急期・復旧～復興期) <p>(3)全体質疑・事務連絡</p>
令和7年3月17日	<p>第4回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ</p> <p>(1)はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業における検討経緯、本会議の位置付け <p>(2)導入手順書のご説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討経緯、成果物のご説明、これまでいただいたご意見と対応方針のご説明 <p>(3)標準仕様書のご説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討経緯、成果物のご説明、これまでいただいたご意見と対応方針のご説明 <p>(4)システム開発のご報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デモを用いたシステム開発のご報告 <p>(5)事務連絡・全体協議・総括コメント</p>

様式等(作成例)

(1)被災者台帳情報提供依頼文書例(地方公共団体)

〇〇〇第〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇日	
〇〇市(区・町・村)長 〇〇 〇〇 様	〇〇市(区・町・村)長 〇〇 〇〇
被災者台帳情報の提供について(依頼)	
災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくご願ひいたします。	
記	
1. 申請者の氏名及び住所又は居所 代表者: 〇〇市(区・町・村)長 〇〇 〇〇 所在地: 〇〇県〇〇市(区・町・村) 〇〇 担 当: 〇〇課 〇〇 〇〇 (担当連絡先: 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇 メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇)	
2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報	
3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲 ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名 ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日 ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所 ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況 ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先 ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況	
4. 使用目的 貴市(区・町・村)から本市(区・町・村)に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため	
5. 提供を希望する媒体 電子媒体(形式) 紙媒体(個表・一覧) その他(形式)	
6. その他	

出典:内閣府(防災担当)「被災者台帳の作成等に関する実務指針」平成29年3月

(2)被災者台帳情報提供依頼文書例(NPO・民間等)

〇〇〇第〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇日
〇〇市(区・町・村)長 〇〇 〇〇 様
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇
被災者台帳情報の提供について(依頼)
災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市(区・町・村)から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。
記
1. 申請者の氏名及び住所又は居所 代表者: 特定非営利法人 〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇 所在地: 〇〇県〇〇市(区・町・村) 〇〇 担当: 〇〇課 〇〇 〇〇 (担当連絡先: 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇 メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇)
2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲 ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名 ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日 ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所 ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
4. 使用目的 貴市(区・町・村)から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため
5. その他

出典:内閣府(防災担当)「被災者台帳の作成等に関する実務指針」平成29年3月

(3)被災者の情報に要配慮個人情報が含まれることを想定した利用目的の記載例

(参考) 行政機関が使用する調査票の利用目的の記載例

(行政機関が使用する調査票)

【期間】【支援内容】を行う目的に利用します。また、【支援内容】を実施するにあたり、内部での情報共有や【提供先】等へ情報提供を行う場合があります。

(例) 避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【同意の取得】

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する

同意しない

※個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないとされている(個人情報保護法第二十条第二項)。地方公共団体が NPO 等の民間支援団体に提供する情報に要配慮個人情報が含まれる場合、提供先の民間支援団体が要配慮個人情報を取得することとなるため、地方公共団体が個人情報を取得する際に同意欄を設け、提供先の民間支援団体による要配慮個人情報の取得を伴う地方公共団体から当該民間支援団体への情報提供について同意を取得しておくことが考えられる。

資料:内閣府「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会とりまとめ」令和6年6月

(4)NPO等の民間団体が使用する場合の調査票の記載例

(NPO等の民間団体が使用する調査票)

【期間】【支援内容】を行う目的に利用します。また、【支援内容】を行うため【地方公共団体】へ情報提供を行う場合があります。なお、【地方公共団体】において、【支援内容】を行うため、その際、【提供先】に本情報を提供する場合があります。

(例) 避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【同意の取得】

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する

同意しない

※ 個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供してはならないとされている(個人情報保護法第二十条第二項、第二十七条第一項)。そのため、NPO等の民間の支援団体が要配慮個人情報を取得し、又は地方公共団体への情報提供を行う場合は、同意欄を設け、同意を取得する必要がある。また、提供する情報に要配慮個人情報が含まれる場合、提供先の地方公共団体が他の民間支援団体に情報を再提供するに当たり、再提供先の他の民間支援団体が要配慮個人情報を取得することとなるため、地方公共団体から他の民間支援団体への情報提供についても、本同意書により同意を取得しておくことが考えられる。

資料:内閣府「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会とりまとめ」令和6年6月

用語集

本手順書において記載のある、主な用語の内容は次のとおり。本手順書の作成にあたって参照した情報に基づき、石川県及び本手順書作成の業務委託先にて確認できる範囲で記載。

	用語	内容
あ	1.5 次避難所	1次避難所から2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した避難所。(参考:「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」令和6年11月 中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ)
	LGWAN	Local Government Wide Area Network の略。行政支援ネットワークのこと。LGWAN-ASP サービス提供者及び府省庁、地方自治体が利用する行政専用のセキュアなネットワークで、主に電子メールや電子データの送受信に使用される。(参考:広域被災者データベース・システム標準仕様書)
か	基本情報	①被災者個人を特定する情報(住民情報、罹災証明書の申請・発行情報)と②支援が必要な被災者の情報(避難行動要支援者名簿、個別避難計画)を含むもの。
	基本4情報	氏名、生年月日、性別、住所又は居所のこと。
	広域一時滞在	当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在。(参考:災害対策基本法第 86 条の8)
	コールドスタンバイ	平時において標準仕様書に基づきシステムの機能が構築されて、被災市町村及び支援者へのアカウント付与が行われていない状態を指すもの。

	用語	内容
さ	災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。(参考:災害対策基本法第2条の1)
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)(参考:「事務連絡「災害関連死の定義について」平成31年4月3日」内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当))
	災害対策本部	都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。(参考:災害対策基本法第23条) 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。(参考:災害対策基本法第23条の2)
た	地域防災計画	一定地域に係る防災に関する計画で、都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの。(参考:災害対策基本法第2条の10イ) 一定地域に係る防災に関する計画で、市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの。(参考:災害対策基本法第2条の10ロ)
	都道府県外広域一時滞在	被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在。(※参考:災害対策基本法第86条の9)
な	名寄せ	複数のデータベースに分散している同一人物、または同一世帯の情報を統合し、一つにまとめる作業のこと。

	用語	内容
な	2次避難所	避難所生活が長期化した場合の対応として、避難者の落ち着き先が決まらない場合の仮住まい。本手順書では、ホテル・旅館等の宿泊施設を指すもの。(参考:「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)」令和6年 12 月改定 内閣府(防災担当))
は	被災者台帳	市町村長が、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときに作成することができる、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳のこと。(参考:災害対策基本法第 90 条の3)
	被災者データベース	令和6年能登半島地震の被災者対応を迅速かつ効率的に行うために石川県が応急的に構築した、被災者の情報を集約するデータベースのこと。
	被災住民	自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民のこと。(参考:災害対策基本法第 49 条の7)
	ぴったりサービス	マイナポータルサービスの一つで、インターネット経由で住民が行政手続きに関する検索や電子申請をおこなうことができる仕組み。(参考:デジタル庁「ぴったりサービスマイナポータル申請管理スタートガイド(1.2 版)」)
	避難所	避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設。(参考:災害対策基本法第 49 条の7)
	ベンダ	ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。(参考:広域被災者データベース・システム標準仕様書)
ら	罹災証明書	市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面。(参考:災害対策基本法第 90 条の2)

参考文献

本手順書の作成にあたり、参考にした資料を示す。

(1)法律、政令、府省令

- 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)
(URL:<https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223/>)
- 災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)
(URL:<https://laws.e-gov.go.jp/law/337M50000002052/>)
- 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)
(URL:<https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000118/>)
- 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)
(URL:<https://laws.e-gov.go.jp/law/322CO0000000225/>)
- 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)
(URL:<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057/>)
- 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)
(URL:https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0100000066/20250601_504AC0000000068)

(2)法の適用

○2024/1/1_災害救助法の適用

石川県は、災害救助法施行令第1条第1項第4号適用とし、令和6年石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、県下10市7町に災害救助法の適用を決定した。

- 令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について

(URL:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/20240101saigaikyuujuhohou.pdf>)

○2024/1/6_被災者生活再建支援法の適用

石川県は、令和6年石川県能登地方を震源とする地震により、生活基盤に著しい被害を受けた住民の生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号を適用基準とし、石川県全域を該当区域として、被災者生活再建支援法の適用を決定した。

- 令和6年能登半島地震に係る被災者生活再建支援法の適用について(石川県)

(URL:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/202401shienhoutekiyohou.pdf>)

○2024/1/11_激甚災害として指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき、1月11日に指定政令の閣議決定を行い、激甚災害(地域を限定しない本激)に指定した。

- 「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について
(URL:https://www.bousai.go.jp/pdf/24011102_shien_seirei.pdf)

○2024/1/11_特定非常災害として指定

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)に基づき、1月11日に指定政令の閣議決定を行い、令和六年能登半島地震による災害を特定非常災害として指定した。

- 「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について
(URL:https://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/pdf/r601noto_02.pdf)

○2024/1/19_非常災害として指定

「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。)に基づき、1月19日に指定政令の閣議決定を行い、令和六年能登半島地震による災害を非常災害として指定した。

- 「令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」について
(URL:https://www.bousai.go.jp/pdf/240119_seirei.pdf)

(3) ガイドライン・指針等

- 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和 6 年 12 月改定)
(URL:https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf)
- 被災者台帳に作成等に関する実務指針(平成29年3月)
(URL:
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_jitumuhontai.pdf)
- 防災分野における個人情報の取扱いに関する指針(令和 5 年 3 月)
(URL:
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/kojinjyouho/pdf/shishin.pdf>)
- 災害ケースマネジメントの実施の手引き(令和 5 年 3 月)
(URL:
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/pdf/r5zenpen.pdf>)
- 被災者台帳管理システム 導入手引き 2022年3月
(URL:
<https://www.applic.or.jp/2022/stand/APPLIC-0002-2021/APPLIC-0002-2021-05/APPLIC-0002-2021-05-gis-hisaisya.pdf>)

(4)令和6年能登半島地震に係る内閣府防災担当からの各都道府県等への通知

○(URL:

<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/tsuuchi.html>)

改訂履歴

改訂履歴は次のとおり。

改訂履歴

改訂年月日	改訂箇所	改訂内容
令和7年●●月●●日	-	・ 第●●版を策定